

KOKUHOREN
こくほれん
令和4年度 事業概要
GENERAL INFORMATION HANDBOOK



**Orange
Smile**

オレンジスマイル

ささえる。
つながる。

宮崎県国民健康保険イメージキャラクター
「オレンジくん」

宮崎県国民健康保険団体連合会

Miyazaki National Health Insurance Organizations



目次 CONTENTS

I 国保連の概要 3

II 業務内容

A 診療報酬等の審査および支払業務

1 診療報酬審査支払事業.....	7
2 国民健康保険診療報酬審査委員会.....	8
3 柔道整復施術療養費の審査	9
4 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費の審査	9
5 審査支払業務の処理日程	10
6 海外療養費の審査および不正請求対策事業	10
7 出産育児一時金の直接支払事業	10

B 保険者事務の共同処理業務等

1 共同電算処理事業	11
2 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業	12
3 レセプト点検事務共同事業	14
4 国保情報集約システムの安定運用	14
5 国保事業費納付金等算定のためのデータ提供	14
6 基幹系セキュリティ対策システムの運用	14
7 年金からの特別徴収情報経由事業	14
8 後期電算処理支援	14

C 保健事業

1 国保データベース（KDB）システムを活用した支援事業	15
2 データヘルス事業の推進	15
3 特定健診等費用決済・データ管理事業	15
4 保険者への情報提供等その他支援	17
5 各種協議会等への支援	17

D 保険者機能の充実強化に向けた取組

1	トップセミナー	18
2	宮崎県市町村国民健康保険運営協議会委員研修会	18
3	健康づくり等のイベント活動への支援	18

E 介護保険関係業務

1	介護給付費等審査支払業務	19
2	介護保険者事務共同処理業務	19
3	介護給付適正化業務	19
4	介護サービス苦情相談業務	20
5	介護予防・日常生活支援総合事業	20

F 障害介護給付費等審査支払業務..... 21

G 広報事業

Web版「国保みやざき」の配信.....	22
----------------------	----

Ⅲ資料編

A 沿革	23
B グラフ統計資料	30

I 国保連の概要

A 設立・目的

国保組合を会員とする相互扶助制度として昭和16年に、宮崎県国民健康保険組合連合会として設立。その後、昭和23年に、宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます）に改称しています。



B 性格・構成

国保連は国民健康保険の保険者（以下「保険者」といいます）が共同して、その目的を達成するために組織する保険者の連合体であり、国民健康保険法第83条の規定により設立されたもので、国および都道府県知事の指導監督を受ける公法人（公法上の法人）です。

国保連は、保険者を会員とし、都道府県単位で設立され、都道府県知事の認可を受け、その都道府県の区域内の3分の2以上の保険者が加入すると、その区域内の保険者のすべてが会員となります。

（国民健康保険法第84条）

C 役 員

役員名簿

任期 自 令和3年7月通常総会終了から
至 令和5年7月通常総会終了まで
令和4年6月1日現在

役 職 名	氏 名	公 職 名
理 事 長	清 山 知 憲	宮 崎 市 長
副 理 事 長	宮 原 義 久	小 林 市 長
副 理 事 長	木 佐 貫 辰 生	三 股 町 長
常 務 理 事	佐 野 詔 藏	学 識 経 験 者
理 事	池 田 宜 永	都 城 市 長
理 事	読 谷 山 洋 司	延 岡 市 長
理 事	十 屋 幸 平	日 向 市 長
理 事	半 渡 英 俊	木 城 町 長
理 事	山 室 浩 二	門 川 町 長
理 事	甲 斐 宗 之	高 千 穂 町 長
理 事	秦 喜 八 郎	医師国保組合理事長
監 事	高 橋 透	日 南 市 長
監 事	粕 田 学	綾 町 長

D 会員の状況

●宮崎県内市町村および国保組合

保険者名	人口(人)	世帯数 (世帯)	国保世帯数 (世帯)	国保被保険者数			人口に対する 国保被保険者割合 (%)
				総数(人)	一般被保険者数 (人)	退職被保険者数 (人)	
宮 崎 市	399,425	185,992	55,743	84,734	84,734	0	21.2
都 城 市	158,405	71,181	23,234	35,587	35,587	0	22.5
延 岡 市	115,583	51,234	17,517	26,327	26,327	0	22.8
日 南 市	49,224	21,669	7,864	11,647	11,647	0	23.7
小 林 市	42,545	19,013	7,015	10,999	10,999	0	25.9
日 向 市	58,454	25,072	8,735	12,974	12,974	0	22.2
串 間 市	16,256	7,083	2,989	4,806	4,806	0	29.6
西 都 市	27,902	11,764	5,129	8,561	8,561	0	30.7
え び の 市	16,863	7,758	3,207	4,971	4,971	0	29.5
三 股 町	25,594	10,267	3,355	5,299	5,299	0	20.7
高 原 町	8,412	3,709	1,562	2,443	2,443	0	29.0
国 富 町	18,109	7,461	3,205	5,209	5,209	0	28.8
綾 町	6,822	2,868	1,264	2,167	2,167	0	31.8
高 鍋 町	19,542	8,648	3,042	4,751	4,751	0	24.3
新 富 町	16,309	6,475	2,475	4,205	4,205	0	25.8
西 米 良 村	965	481	162	261	261	0	27.0
木 城 町	4,771	1,883	779	1,263	1,263	0	26.5
川 南 町	14,798	5,982	2,617	4,485	4,485	0	30.3
都 農 町	9,682	3,951	1,891	3,185	3,185	0	32.9
門 川 町	16,995	6,819	2,612	4,045	4,045	0	23.8
諸 塚 村	1,391	600	230	360	360	0	25.9
椎 葉 村	2,371	1,020	479	772	772	0	32.6
美 郷 町	4,586	2,062	971	1,496	1,496	0	32.6
高 千 穂 町	11,210	4,455	1,953	3,152	3,152	0	28.1
日 之 影 町	3,404	1,427	644	981	981	0	28.8
五 ヶ 瀬 町	3,241	1,144	580	995	995	0	30.7
医師国保組合	-	-	564	1,436	1,436	-	-
歯科医師国保組合	-	-	1,562	2,447	2,447	-	-
市 町 村 計	1,054,020	470,018	159,254	245,675	245,675	0	23.3
組 合 計	-	-	2,126	3,883	3,883	-	-
宮 崎 県 計	1,054,020	470,018	161,380	249,558	249,558	0	23.7

※本表の「人口」、「世帯数」は令和4年4月1日現在（宮崎県ホームページより抜粋）

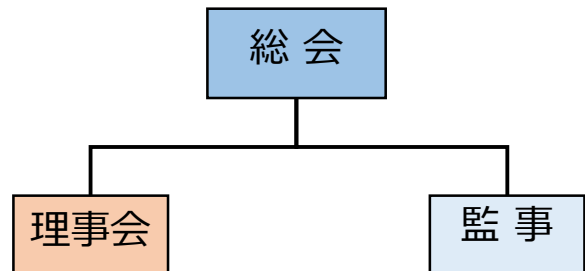
※「国保世帯数」、「国保被保険者総数」は令和4年3月末現在（国民健康保険毎月事業報告書（事業月報）より抜粋）

E 国保連組織図

令和4年4月1日現在



通常総会

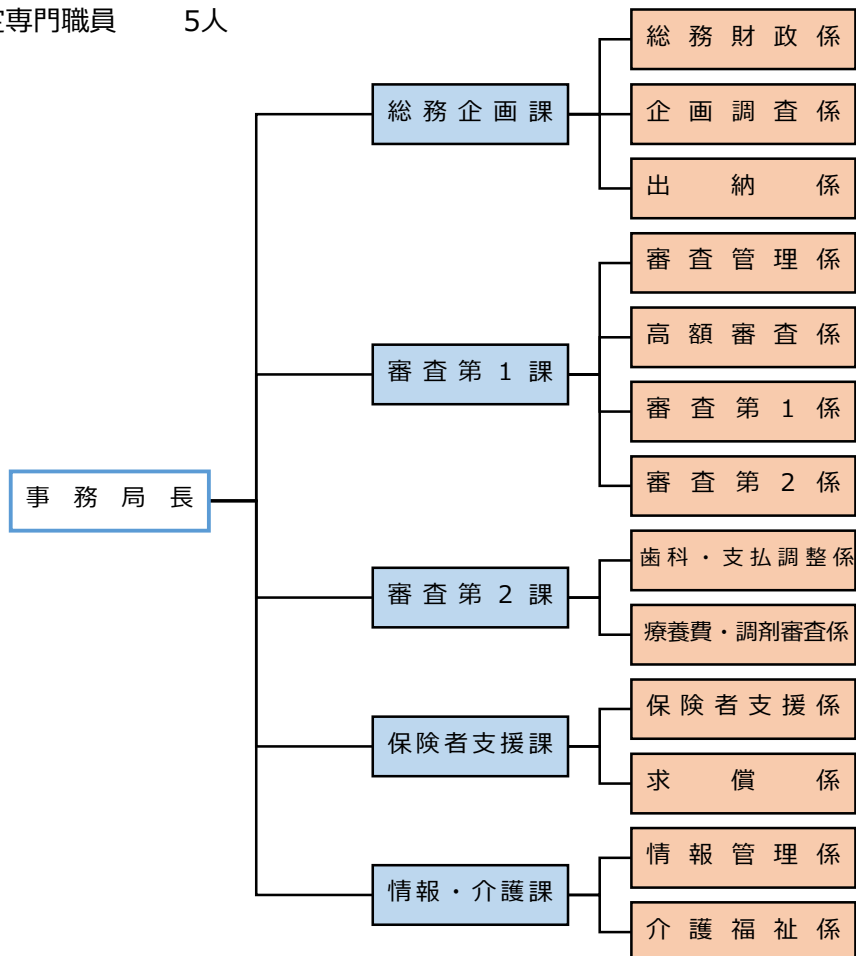


● 主な協議会

- 宮崎県市町村国民健康保険運営協議会連絡会
- 宮崎県国民健康保険診療施設連絡協議会
- 宮崎県国民健康保険診療施設開設者協議会
- 宮崎県市町村保健活動連絡協議会

● 事務局

事務局長 1人
職員 61人
特定専門職員 5人



F 事務分掌

令和4年4月1日現在

課	係	事務分掌
総務企画課	総務財政係	理事会・通常総会、予算の執行管理、職員の服務、給与、職員の福利厚生などに関する事
	企画調査係	国保連事業の企画立案、経営計画、広報、トップセミナー（市町村長の視察研修）などに関する事
	出納係	各会計の歳入歳出決算、財産および備品の管理などに関する事
審査第1課	審査管理係	審査委員会の運営、医療機関申出再審査、風しん対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などに関する事
	高額審査係	高額審査事務処理、特別審査委員会の事務処理などに関する事
	審査第1係	医科レセプト審査事務処理、国保請求支払システムなどに関する事
	審査第2係	医科レセプト審査事務処理、後期高齢者医療請求支払システムなどに関する事
審査第2課	歯科・支払調整係	審査委員会(歯科部会)、歯科レセプト審査事務処理、診療報酬の支払決定などに関する事
	療養費・調剤審査係	療養費全般、調剤レセプト審査事務処理などに関する事
保険者支援課	保険者支援係	ヘルスサポート事業他健康推進事業、KDBシステム、保険者努力支援制度の取組強化、レセプト点検事務共同事業、特定健診・特定保健指導、国保診療施設協議会などに関する事
	求償係	第三者行為求償事務共同事業などに関する事
情報・介護課	情報管理係	共同電算処理事業、国保事務処理標準システムなどに関する事
	介護福祉係	介護給付費等の審査・支払、障害者総合支援および障害児総合支援給付費の審査・支払、介護サービス利用者および家族からの苦情・相談などに関する事

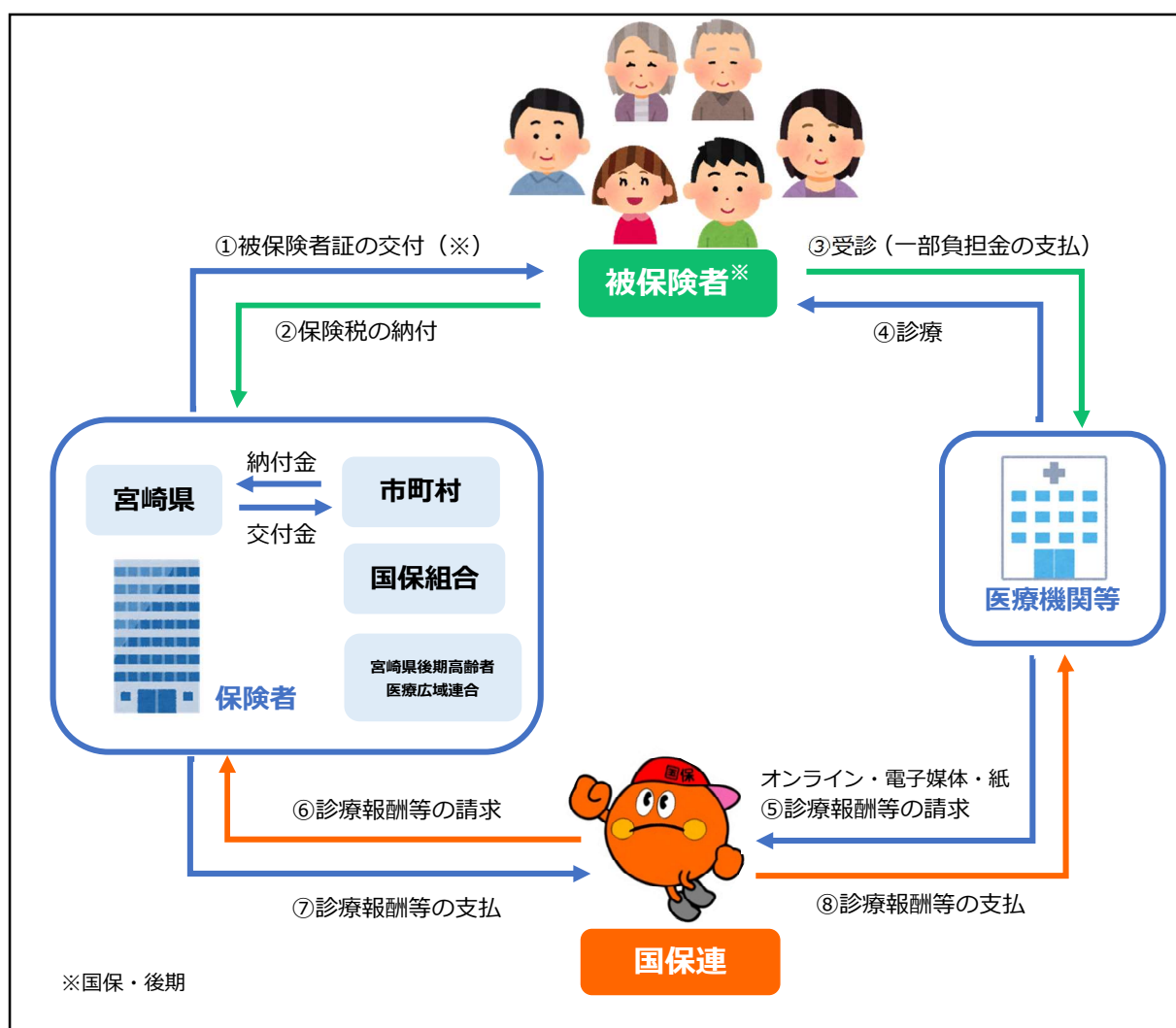
Ⅱ 業務内容

A 診療報酬等の審査および支払業務

1 診療報酬審査支払事業〈審査第1課・第2課〉

国保法第45条、高齢者の医療の確保に関する法律第70条の規定により、保険者からの委託を受け、国民健康保険（以下「国保」といいます）および後期高齢者医療保険（以下「後期」といいます）に関する診療報酬の審査支払業務について、公正な審査を実施し医療費の適正化と支払の円滑化に貢献しています。

●診療報酬審査支払事業の流れ



2 国民健康保険診療報酬

審査委員会〈審査第1課・第2課〉

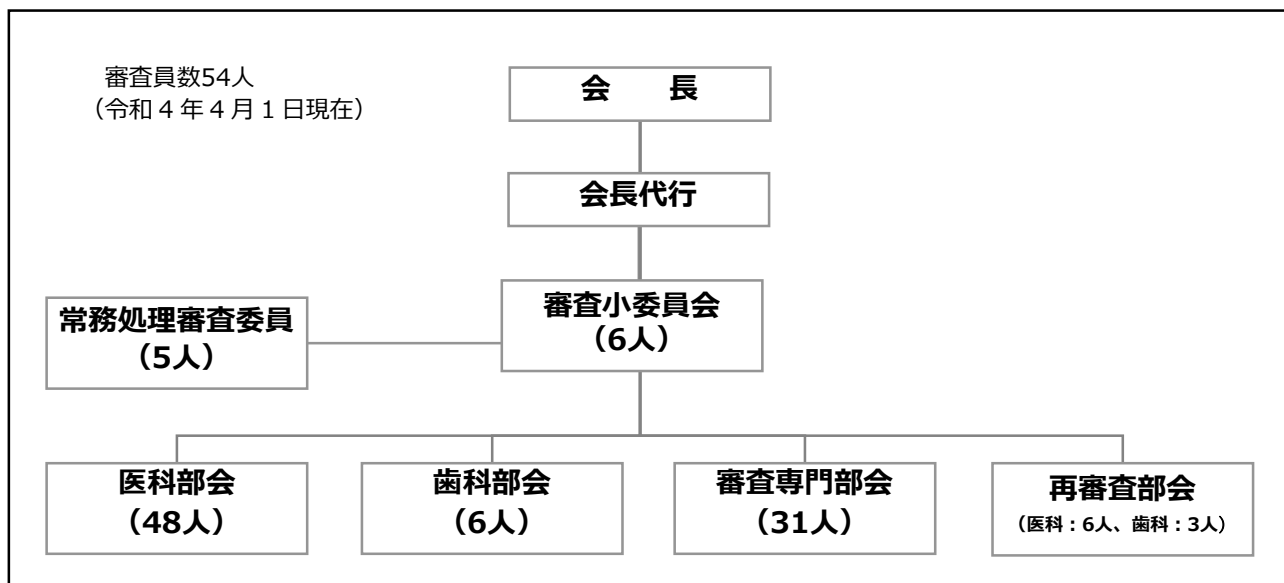
診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます）を審査するため、国保法第87条により、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」といいます）を国保連に設置し、「保険医（18人）、保険者（18人）、公益（18人）を代表する委員」の三者構成により毎月開催しています。

委員は宮崎県知事から委嘱を受け、その任期は2年（再任を妨げない）となっています。また、審査の公正かつ適正化のため、審査委員会に審査小委員会、審査専門部会および再審査部会を設置しています。



合同審査委員会

● 審査委員会組織図



● 診療科別内訳

内科 14人	整形外科 4人	小児科 2人	産婦人科 2人	眼科 2人
神経内科 1人	脳外科 2人	泌尿器科 2人	精神科 2人	歯科 6人
外科 8人	心臓外科 2人	皮膚科 2人	耳鼻科 3人	調剤 2人

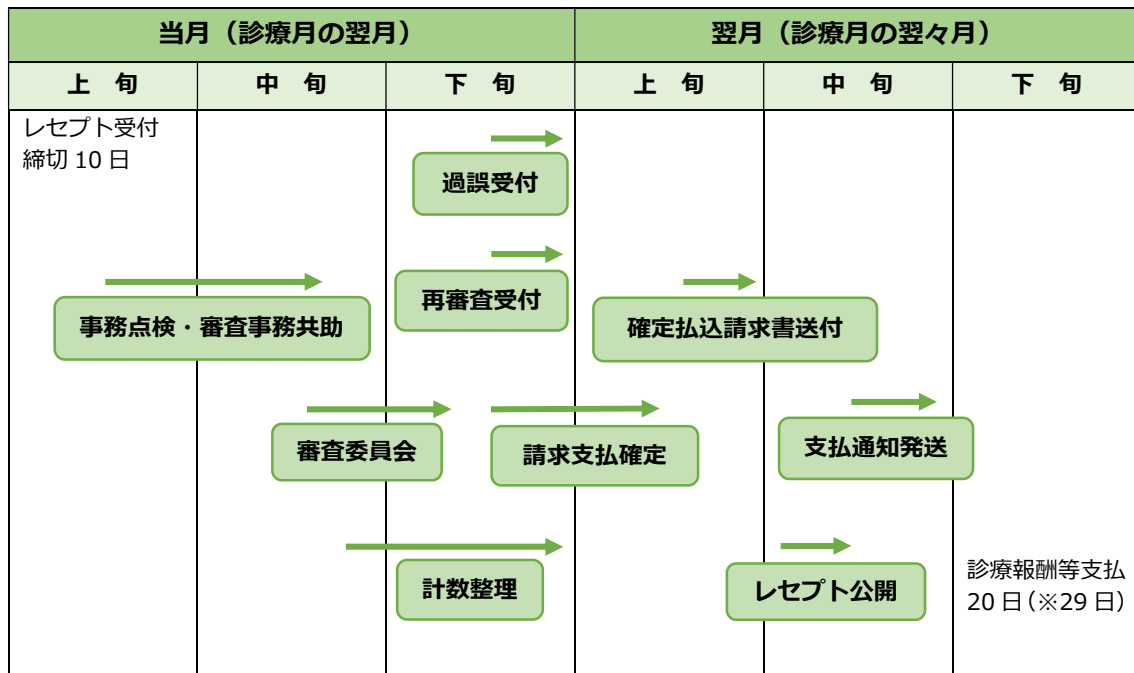
国保・後期に関する柔道整復施術療養費支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、宮崎県国民健康保険等柔道整復施術療養費審査委員会を設置し、「施術担当者（３人）、保険者（３人）、公益（３人）を代表する委員」の三者構成により、毎月開催しています。



国保・後期に関する療養費支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、平成31年4月から宮崎県国民健康保険等はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会を設置し、「施術担当者（１人）、保険者（１人）、公益（１人）を代表する委員」の三者構成により、毎月開催しています。

5 審査支払業務の処理日程〈審査第1課・第2課〉

- 各月における平均的な事務処理日程および内容



※紙レセプト請求の場合

6 海外療養費の審査および不正請求対策事業

〈審査第2課〉

被保険者が海外渡航中に現地の医療機関などで傷病に対する治療を受けた場合の費用について審査を行っています。

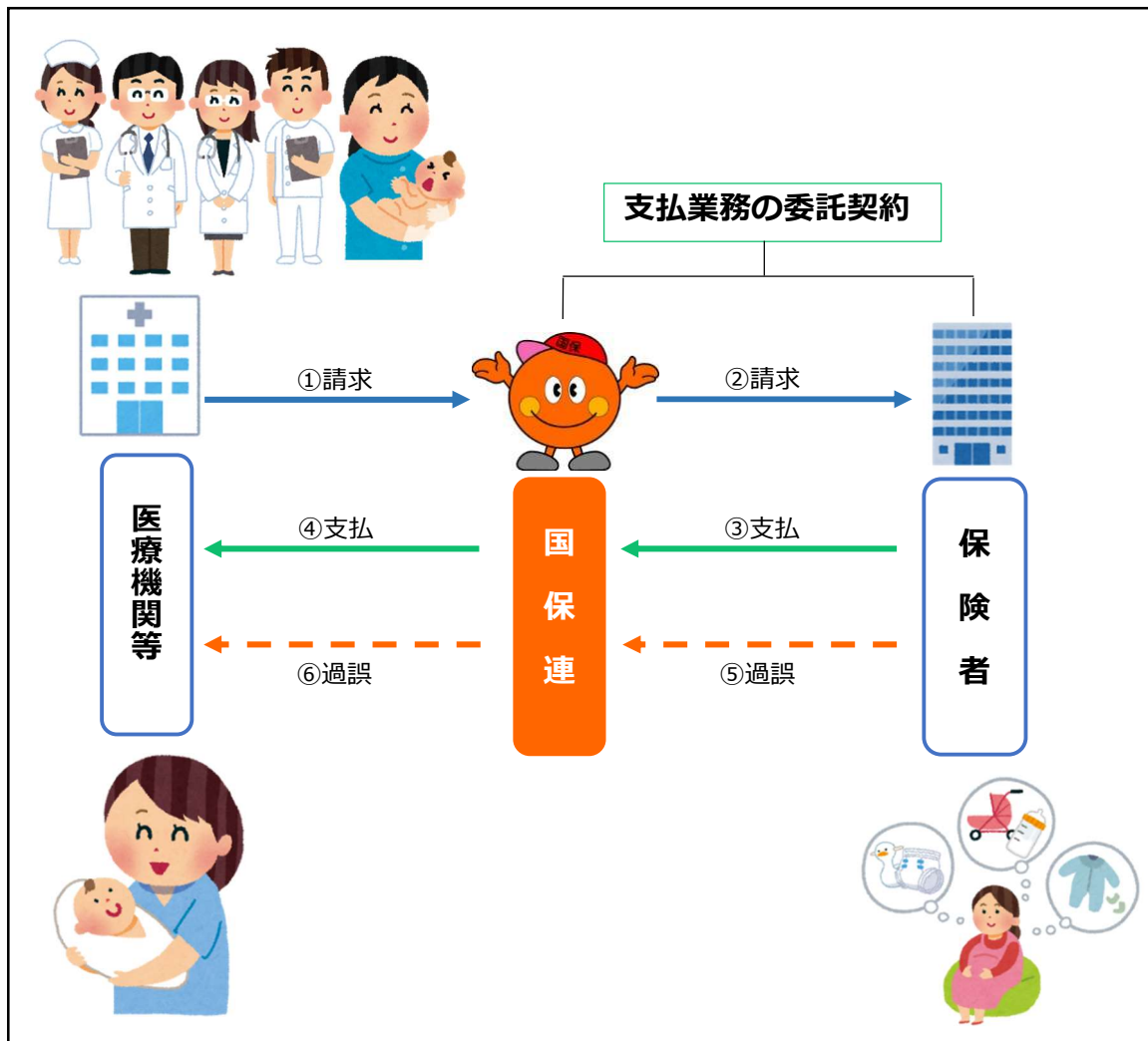
また、特に疑義のあるレセプトについては別に依頼を受けた上で、レセプトの翻訳・電話照会・文書照会も受託しています。

7 出産育児一時金の直接支払事業〈情報・介護課〉

被保険者が出産費用として支払う出産育児一時金を保険者が医療機関や助産所などの分娩施設に直接支払う制度です。保険者が直接支払うことで、妊婦の出産時の経済的負担を軽減します。国保連は、被保険者の出産に係る支払業務を行っています。



● 出産育児一時金の直接支払事業の流れ



B 保険者事務の共同処理業務等

1 共同電算処理事業

〈情報・介護課〉

保険者に共通する業務のうち、単純で煩雑な月例事務処理および手作業で難解な統計データを作成する事務を国保連で一元的に処理することにより、保険者の負担軽減と効率化に寄与することを目的としています。主に国保総合システム（保険者サービス系）機能を運用し、共同電算処理を行っています。

処理の内容

- ① レセプト等の資格・給付確認および給付記録事務
- ② 高額療養費、高額医療・高額介護合算および高額外来年間合算の支給額計算処理等
- ③ 医療費通知書、後発医薬品差額通知書の作成
- ④ 退職被保険者の適用適正化に伴う処理
- ⑤ 各種統計資料の作成等

2 第三者行為損害賠償 求償事務共同処理事業

〈保険者支援課〉

国保法第64条、高齢者の医療の確保に関する法律第58条および介護保険法第21条の規定により、保険者が代位取得する損害賠償請求権に関する事務を国保連と保険者が連携して処理する事業であり、昭和62年8月より共同事業として請求から収納までを行っています。

処理の内容

保険者からの委託を受け、以下の業務を行う。

- ①対象案件の調査
- ②過失割合および損害賠償請求額の算定
- ③損害賠償金の請求・収納
- ④保険者からの求償事務に関する相談および調査への対応等

(1)体制強化

●損保協会等6団体との連携強化

全ての保険者など（市町村・国保組合・宮崎県後期高齢者医療広域連合）が損保協会等6団体と傷病届の確実な提出に向けた覚書を再締結（令和3年7月）



(2)第三者行為求償の発見手段の拡大

①国保連の取組

- 第三者行為疑いレセプト（交通事故、咬傷事故が疑われるもの）一覧表の提供（平成30年6月開始）

②宮崎県の取組

- 宮崎県保健所（宮崎県衛生管理課）との連携強化（平成29年8月8日から運用開始）

宮崎県（以下「県」といいます）は、食中毒や咬傷事故が発生した場合（宮崎市内を除く）の被害者情報を取扱要領に基づき、県の担当課を通して市町村および宮崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます）へ情報提供

※「第三者行為に係る情報連携実施要領」（県福祉保健部国民健康保険課／衛生管理課）平成29年8月8日施行

③市町村の取組

- 宮崎市保健所および宮崎市消費生活センターとの連携強化
- 消防との連携による救急搬送記録に関する情報提供の取組の拡大

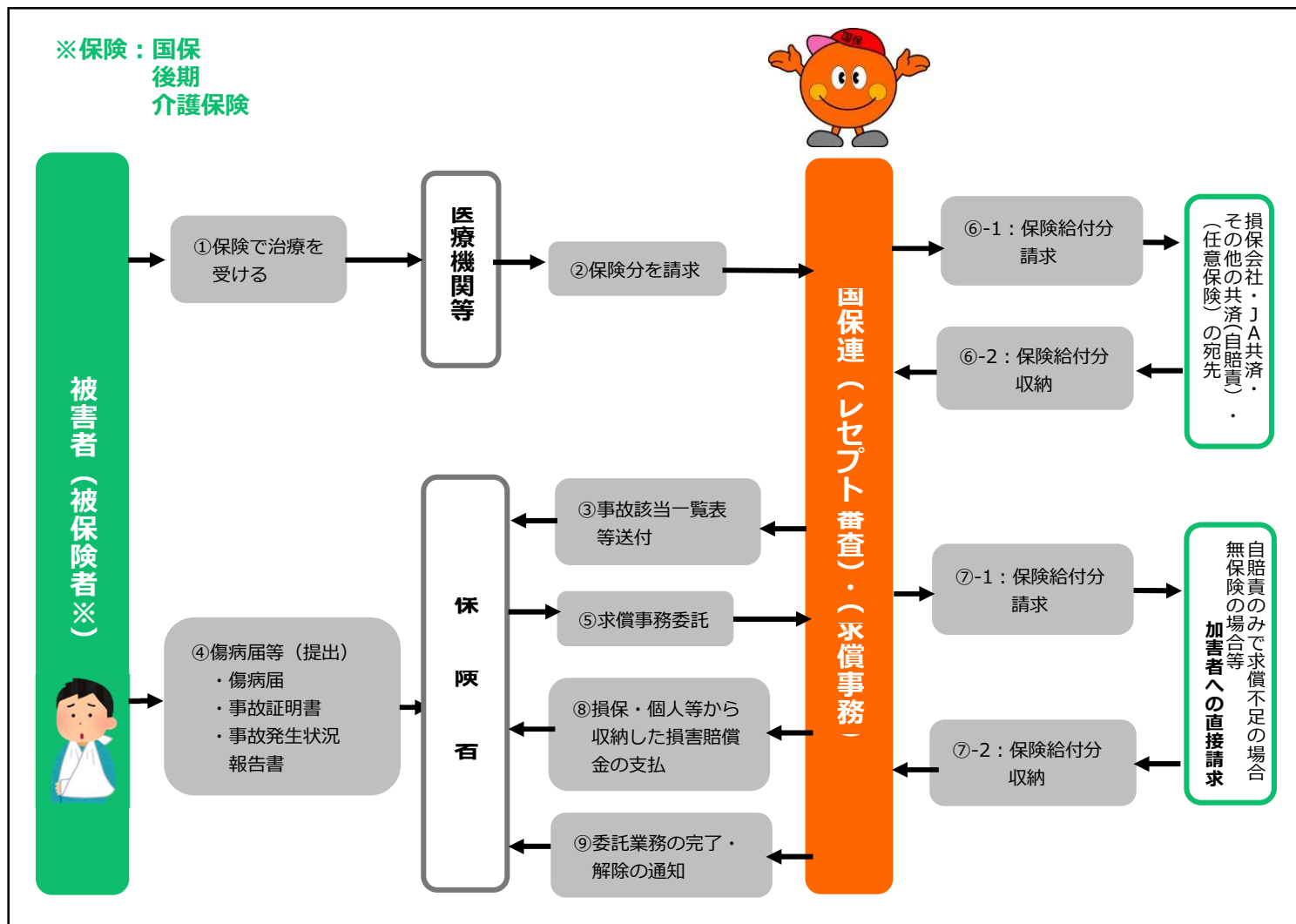
(3)債権管理の取組（加害者直接請求の取組強化を含む）

- 平成30年度から、過失割合の決定・加害者直接請求の取り扱い手順等を変更

(4)保険者の取組支援

- 求償事務の標準的な事務処理マニュアルとなる「第三者行為損害賠償求償事務の手引き」を作成

● 第三者行為損害賠償求償事務の流れ



3 レセプト点検事務共同事業〈保険者支援課〉

医療費適正化対策事業として、23保険者から委託を受け、レセプト点検を実施しています。主な点検内容は、下記のとおりです。

点検の内容

- ①内容点検（レセプトごとの診療行為等の点検）
- ②縦覧・横覧点検（複数月や他医療機関との診療行為等の点検）
- ③突合点検（薬剤について、医科と調剤レセプトの点検）
- ④給付調整（医療保険と介護保険の給付調整の点検）

4 国保情報集約システムの安定運用〈情報・介護課〉

「国保保険者標準事務処理システム」の一つとして位置付けられている国保情報集約システムについて、平成30年4月から運用を開始しました。個人情報の取扱いに安全管理措置を講じた上で、保険者とのデータ連携を行い、安定稼働に向けたシステムの運用管理を行います。主な業務内容は下記のとおりです。

業務の内容

- ①被保険者資格情報の集約・管理に関する業務
- ②高額療養費の多数回該当の判定に係る業務
- ③市町村間における情報連携業務等

5 国保事業費納付金等算定のためのデータ提供

〈情報・介護課〉

県が行う標準保険料率などの算定に必要なデータの提供を行っています。

6 基幹系セキュリティ対策システムの運用

〈情報・介護課〉

国保総合システムをはじめとする国保連システム（基幹系システム）は、閉域網によるネットワーク回線を使用して、国保連と保険者間におけるファイアウォールを介した暗号化通信を行い、ウイルス対策ソフトの導入を行った上で運用しています。

平成29年度から、さらに基幹系システム全ての端末に対して、基幹系セキュリティ対策システムを導入することにより検疫と媒体管理を行い、セキュリティ対策の強化を図っています。

7 年金からの特別徴収情報経由事業〈情報・介護課〉

介護保険料、国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収について、国保中央会および国保連が経由機関となって情報授受に関する事務を行っています。

8 後期電算処理支援

〈情報・介護課〉

広域連合の電算システム機器を国保連に設置し、資格点検業務など広域連合の電算処理に関する事業を支援しています。

C 保健事業

国保事業の運営の安定化を図るため、保険者などが行う保健事業に関する調査研究の支援や、保健事業の実施に係る保険者などの相互間における連絡調整を行っています。また、保健事業に関する専門的な技術や知識を有する人材の派遣、情報の提供、その他の必要な支援も行っています。

1 国保データベース(KDB)システムを活用した支援事業〈保険者支援課〉

保険者が分析・評価を行えるよう、国保連はKDBシステムの情報(健診・医療・介護)から統計情報や被保険者の健康に関するデータを活用し、保険者が実施する健診受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防などの取組を支援します。

2 データヘルス事業の推進〈保険者支援課〉

(1)国保・後期ヘルスサポート事業

保険者が、KDBシステムの分析に基づきPDCAサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業が展開できるよう、「宮崎県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会」を活用し、保健事業の計画作成・実施支援およびデータヘルス計画などの支援・評価を行います。



保健事業支援・評価委員会

(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる取組みの支援

令和2年度から、市町村が中心となって後期高齢者を対象に介護保険の地域支援事業と後期高齢者医療広域連合の保健事業を一体的に行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が始まりました。

KDBシステムの利活用について、市町村のニーズを把握し、事業の取組を支援します。

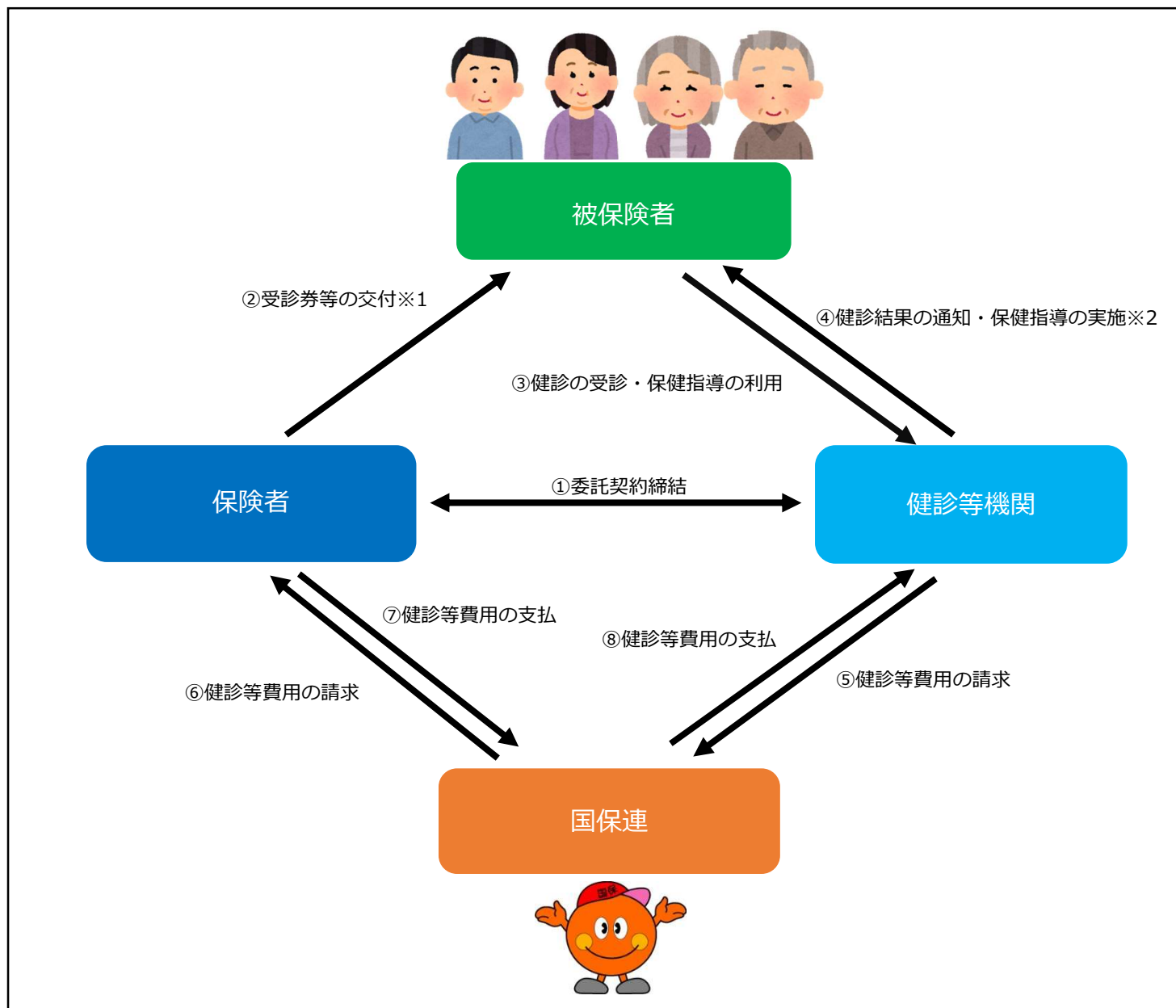
- ・ KDBシステムのデータ提供
- ・ 市町村、広域連合に向けた研修の実施
- ・ 保健事業支援・評価委員会による支援

3 特定健診等費用決済・データ管理事業〈保険者支援課〉

国保の特定健康診査・保健指導および後期の健康診査に関して、各種帳票の作成や、特定健康診査などで発生した費用の決済に係る業務のほか、特定健康診査などの結果情報および台帳などのデータ管理に係る業務を行っています。



● 国保の特定健康診査・特定保健指導、後期の健康診査における費用決済の流れ



※1 一部の保険者では受診券等の交付を行わない場合もあります。(交付以外の方法で健康診査等のご案内を受ける場合もあります。)

※2 特定健診の結果によっては、特定保健指導の対象となります。

4 保険者への情報提供等 その他支援〈保険者支援課〉

(1)小規模保険者等支援事業

マンパワー不足により保健事業の推進が困難な小規模保険者などに対して、在宅保健師や在宅栄養士の派遣の調整を行います。

(2)国保診療施設運営充実対策

国保診療施設の健全な運営を図るため、施設機能の充実に努めるとともに各施設間の共通の課題などを協議し、地域住民の医療・保健・福祉の向上を図るため、宮崎県国保診療施設連絡協議会と連携し、次の事業を実施します。

①職員の研修

国保診療施設に勤務する職員の資質の向上と相互研鑽を目的とし、多職種を対象とした研修会を開催します。

②宮崎県国保地域医療学会の開催

国保診療施設関係者らが参集し、地域包括医療・ケアの実践を探究するなど相互研鑽を行い、地域住民に対するサービスの質を向上させることを目的に開催します。

③宮崎県国保診療施設開設者協議会研修会の開催

国保診療施設を開設している市町村長を対象に研修会を開催します。



宮崎県国保地域医療学会

5 各種協議会等への支援

〈保険者支援課〉

(1)宮崎県町村保健活動連絡協議会の事業支援

市町村が行う保健事業が円滑に推進されるよう、国保および健康管理部門などに所属する職員で構成する「宮崎県市町村保健活動連絡協議会」の事務局として、協議会の各種事業の支援を行います。



宮崎県市町村保健活動連絡協議会総会

(2)宮崎県在宅保健活動ひまわり会の事業支援

在宅保健活動ひまわり会の保健師・栄養士が、これまでの豊富な経験と知識を活かして行う地域での保健活動を支援します。



宮崎県在宅保健活動ひまわり会研修会

D 保険者機能の充実強化に向けた取組

1 トップセミナー

〈総務企画課〉

市町村等における国保運営等の安定化及び課題解決を図るため、市町村長の政策実現に係る調査研究を実施します。

2 宮崎県市町村国民健康保険運営協議会委員研修会

〈総務企画課〉

国保の事業運営上の諸問題について、相互理解と認識を深め、事業の円滑な運営に資するため、市町村国保運営協議会委員を対象に研修会などを開催します。

3 健康づくり等のイベント活動への支援

〈総務企画課〉

保険者などが、国保の周知、地域包括ケアシステム構築に係る啓発、健康寿命延伸に係る啓発、および被保険者らの健康増進を目的に実施するイベント活動を支援するため、オレンジくん着ぐるみや健康機器、のぼりをはじめとした様々な機材などの貸し出しを行います。

イベント等で活用できる機材等

大好評！貸し出し受付中！！

取扱い貸し出し品

- オレンジくん着ぐるみ
- オレンジタイムDVD
- のぼり旗
- はっぴ
- テーブルクロス
- 体組成計
- もの忘れ相談プログラム
- ライフコーダEX（生活習慣記録機）
- チェッカーくん（足指力計測器）
- マイクロCOモニター（呼吸ガス分析装置）
- イーゼルパネルセット
- 健康パネル
- ロールアップバナー

皆様と
イベント等でお会いできることを
お待ちしております。



申し込み手順、取扱い貸し出し品の詳細は
以下のURLにて、ご案内しております。
<https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp/insurance/lending/>

E 介護保険関係業務

〈情報・介護課〉

介護保険法第176条の規定により、介護給付費の審査・支払および制度の円滑な運営に役立つ事業を行っています。

1 介護給付費等審査支払業務

介護サービス事業者から国保連へ提出された介護給付費等請求書は、一次審査、資格審査、上限審査および介護給付費等審査委員会（「市町村（3人）、公益（3人）、サービス担当者（3人）を代表する委員」の三者構成）にて審査を行い、給付額が決定されます。

その後、決定された介護給付費などを介護保険者へ請求し、支払いを受けた介護給付費などは介護サービス事業者へ支払われます。

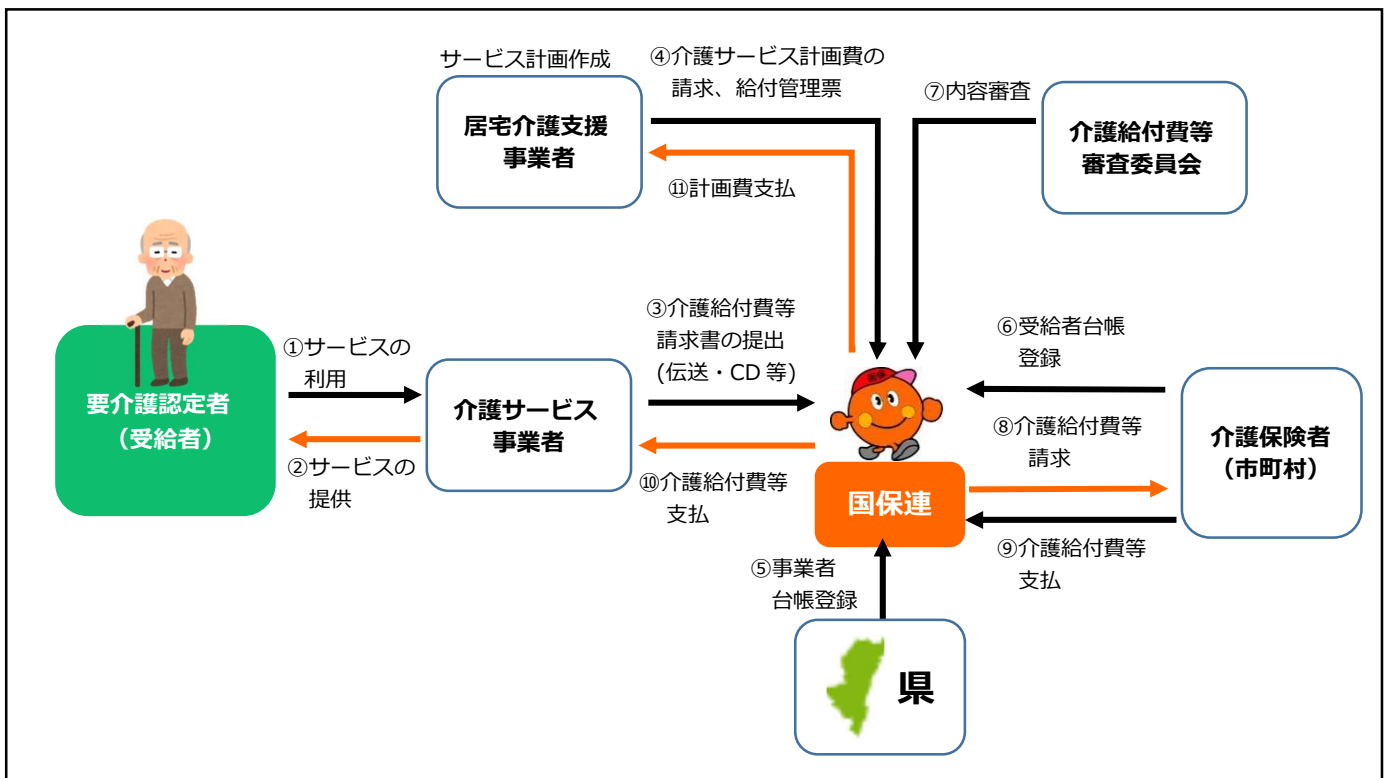
2 介護保険者事務共同処理業務

介護保険者からの特別委託を受け、要介護認定更新支援処理、償還払給付額管理処理、高額介護サービス費支給処理、介護給付費通知作成などの業務を行っています。

3 介護給付適正化業務

介護保険者の介護給付適正化事業を支援するため、平成27年度から国保連において縦覧点検、平成28年度からは医療情報との突合を実施しています。

● 審査支払業務の流れ



4 介護サービス苦情相談業務

介護保険制度においては、介護被保険者の権利擁護と介護サービスの質の向上を図ることを目的として、利用者が事業者から受ける介護サービスに不満がある場合は、市町村、県および国保連へ苦情を申立てることができます。

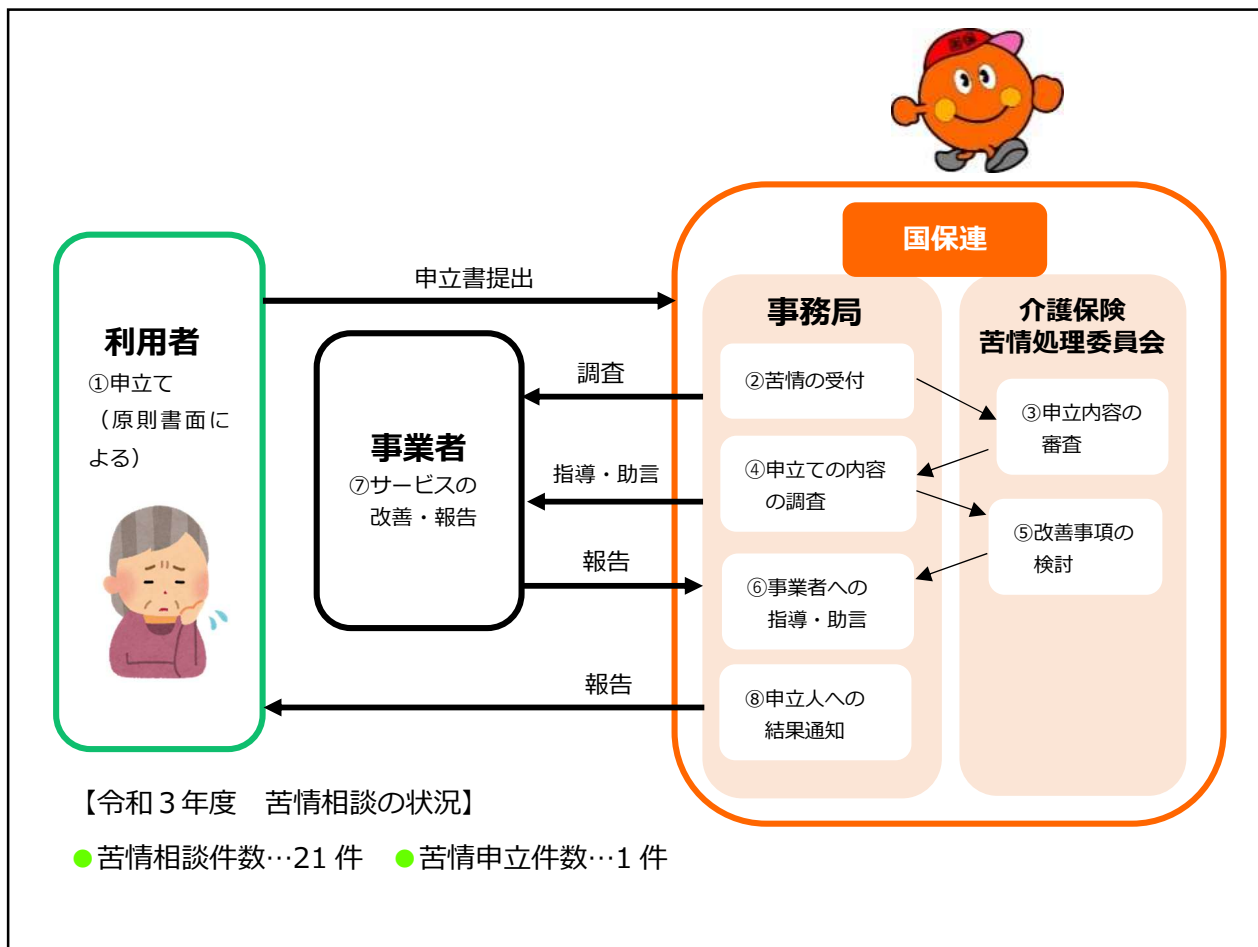
国保連は苦情相談機関としての役割を果たすために、中立公正な立場の学識経験者4人（医師、弁護士を含む）で構成する介護保険苦情処理委員会および相談調査員を設置し、苦情の適切かつ迅速な解決に当たっています。

5 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年4月から、介護保険者の地域支援事業として、訪問型サービス、通所型サービスおよび生活支援サービスが開始されました。

介護保険者の総合事業への移行は2年間の猶予期間を経て、全介護保険者において平成29年4月に完全移行されました。

● 苦情相談業務の流れ

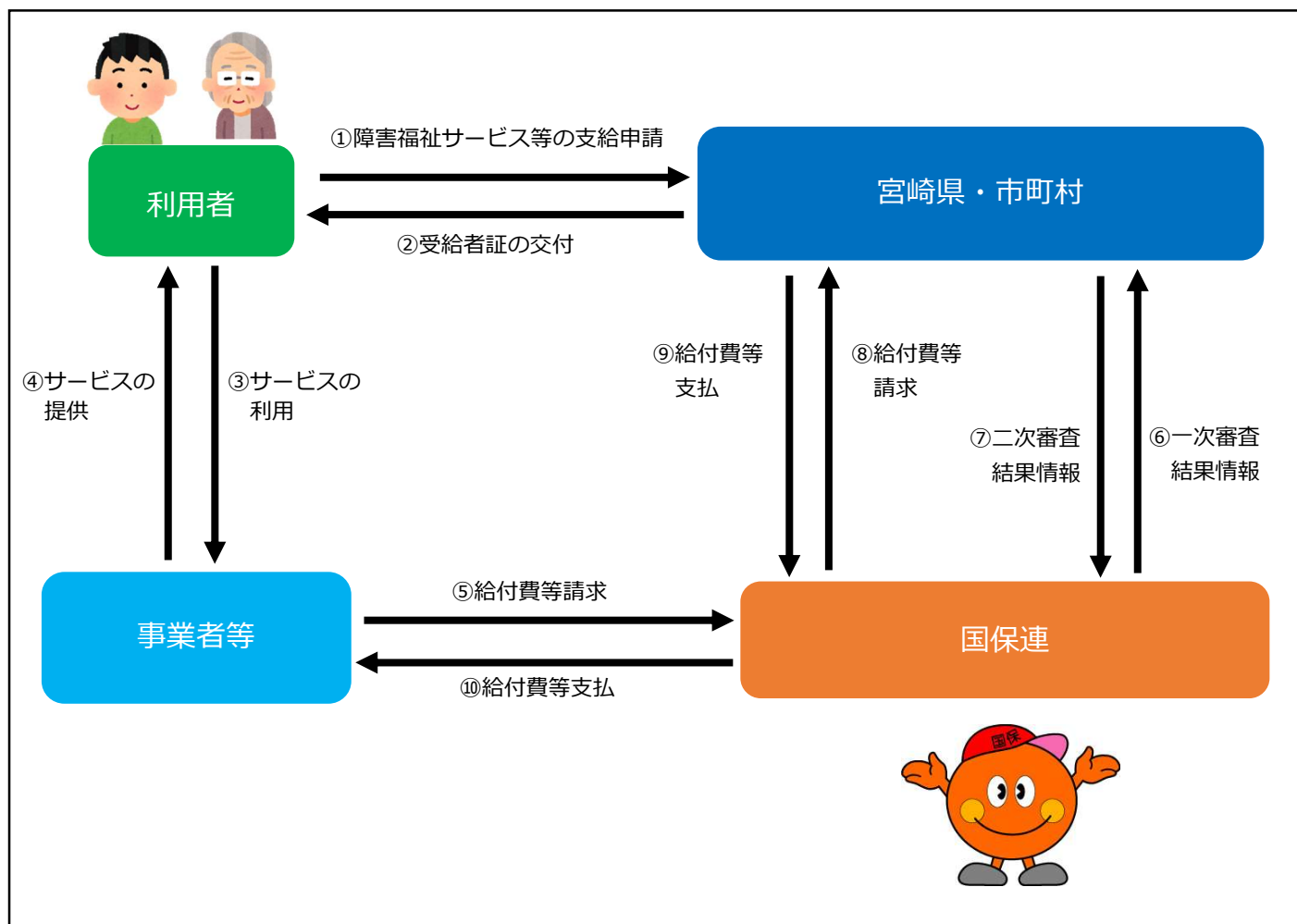


F 障害介護給付費等審査支払業務

〈情報・介護課〉

障害者総合支援法および児童福祉法により、市町村からの委託を受け、障害介護給付費、障害児給付費などの審査支払業務を行っています。

● 障害介護給付費等審査支払業務の流れ



G 広報事業

〈総務企画課〉

保険者等に対する情報提供や被保険者等への国保制度などへの理解促進のため、国保連の取組などをWeb等活用して情報発信に取り組んでおります。

Web版「国保みやざき」の配信

ホームページ上で国保連の事業状況などを随時掲載するとともに、宮崎県や広域連合からのお知らせや県内の国保・後期医療費などの情報を配信します。



Web 版「国保みやざき」の URL

<https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp/pr/delivery/>

「オレンジくんの部屋」掲載コンテンツ紹介

● 着ぐるみ貸し出し中！

保険者などの皆さんが主催する健康まつりやイベントなどで、オレンジくんが大活躍。ぜひ活用してください。

● お出かけ日記

保険者の皆さんのまちへ出かけたときの様子をオレンジくん目線でつづります。



● イラストダウンロード

全7パターンのオレンジくんイラスト（JPEG・AI）がダウンロードできます。

● 掲載URL

<https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp/orangeroom/>

Ⅲ 資料編

A 沿革

年	月日	国・県・国保連に関する事項
昭和13	4.1	国保法公布（法律第60号－7月1日施行）
	10.1	県学務部社会課の分掌事務に「国民健康保険法ノ施行ニ関スル事項」が加えられる
昭和 16	8.11	宮崎県国民健康保険組合連合会設立
昭和 18	4.1	宮崎県国民健康保険診療報酬審査会規程制定
昭和 21	5.29	国保制度の再建のため、国保中央会の設置母体となった国保制度刷新連盟発足
昭和 23	10.1	宮崎県国民健康保険団体連合会と改称、規約全面改正
	11.11	社団法人国民健康保険団体中央会設立
昭和 24	11. 20	国保連事務所を県庁舎から県町村会館に移転
昭和26	3.31	地方税法ならびに国保法の一部改正が行われ国民健康保険税の創設、都道府県に国民健康保険診療報酬審査委員会の設置が法定化され、さらに従来保険者徴収であった一部負担金が療養担当者の窓口で直接支払わせることができるようになる
	5.1	国保連に国民健康保険診療報酬審査委員会を設置し、審査業務を実施
昭和 33	5.6	国保連事務所を市内上野町3丁目（現宮崎市役所敷地内）に移転
	12.27	国保法の全文改正（昭和34年1月1日施行）この改正で療養給付に対する補助金が一律2割の交付に規定され、療養給付費に対する補助金および事務費に対する補助金が負担金に改められる
	12.31	全国国民健康保険団体中央会を改組、社団法人国民健康保険中央会を設立
昭和 35	7.12	国保連事務所を栄町の恩給会館に移転
	10.27	国保連臨時総会において昭和 36 年 1 月診療分より診療報酬の支払事務を委託することを決議
昭和 36	4.1	国保が全国に普及し、国民皆保険を達成
	10.1	世帯主の結核性疾患および精神障害についての一部負担金の割合を10分の3に引き下げ、これに伴う保険者負担分を国庫で負担することとなる
	12.20	国保連事務所を県自治会館に移転
昭和 38	3.31	昭和38年から低所得者に対する減税措置
	4.	「国保みやざき」発刊
	9.1	診療報酬地域差撤廃
	12.20	全世帯主 7 割給付
昭和 39	5.1	昭和39年度を初年度として全世帯員7割給付実施
昭和 41	6.6	オール7割給付に対する定率4割、調整交付金5分が国保法の一部改正により法定化
昭和 42	4.1	自賠法関係事務処理委託業務を開始
昭和 43	8.31	宮崎県国民健康保険診療施設連絡協議会発足
昭和 44	10.1	10 月審査分から診療報酬の端数整理方式を省令方式から基金方式とする

年	月日	国・県・国保連に関する事項
昭和 45	5.22	6月1日から日雇健康保険の擬制適用廃止に伴い、国保組合に加入した被保険者および家族の継続療養に係る過誤調整については支払基金と連絡調整することとなる
昭和 46	3.30	県単独による福祉事業として 75 才以上および 65 才以上の寝たきり老人に対する医療補助（足切り制による償還方式）を開始
昭和 47	5.26	宮崎県国民健康保険保健婦研究協議会発足
昭和 48	1.1 4.1 4.6	1月1日から施行された老人福祉法の一部改正による老人医療費に係る被保険者分についての審査支払業務について1月診療分から国保連で受託実施 県単独事業の65才以上の寝たきり老人の無料化による医療費の被保険者に係る審査支払業務について4月診療分から国保連で受託実施 宮崎県国保連合会広報委員会発足
昭和 51	6.5	国保法第17次改正により国保連の診療報酬審査会の委員は、国民健康保険医および国民健康保険薬剤師、保険者並びに公益を代表とする委員各9人で組織することとなる
昭和 53	5.1 5.29	国保直診の診療に係る診療報酬を4月診療分から国保連で支払うこととなる 国保、保健婦の市町村移管に伴い、宮崎県国民健康保険保健婦研究協議会の名称を宮崎県保健施設研究協議会に改める（4月1日施行）
昭和 54	4.	宮崎県保健施設研究協議会の名称を宮崎県市町村保健婦研究協議会に改める
昭和 58	11. 9	保険者事務共同電算処理事業検討委員会設置
昭和 59	4. 7.18	高額医療費共同事業の実施 本県において高額医療費共同事業実施（昭和59年7月診療分より）
昭和 60	2.18 4.1	国保連負担金100分の6.5を100分の6.8に改める 宮崎県市町村保健婦研究協議会の名称を宮崎県市町村保健活動連絡協議会に改める
昭和 61	3.7 4.1 9.1	国保法施行規則改正 被保険者の要件から国籍要件を撤廃し、日本に移住する全外国人を国保の対象とする 保険者が行う国保事業のうち、各保険者に共通する事務を一元的に共同処理するための保険者事務共同電算処理事業開始 共同電算処理事業規則制定並びにデータ保護管理規則を制定 国保広報誌コンクール実施
昭和 62	3.4 4.1 7.1	保険者事務共同電算処理事業の実施に伴う事務室の狭隘並びに事務機能の拡充強化を図るため専用国保会館建設についての審議が行われる 財政診断事業開始 宮崎県国保財政充実強化推進協議会（国保 3%推進協議会）設置

年	月日	国・県・国保連に関する事項
昭和 63	4.1	審査委員会の円滑な運営と審査の適正を図るため、審査小委員会を設置（6人） 国保事業運営の健全化を推進するための広報共同事業 の実施に伴い、宮崎県国民健康保険団体連合会広報共同事業規則を制定 自動車損害賠償保障法関係事務処理共同事業開始
	4.3	市町村広報共同事業「オレンジタイム」放映開始
	4.8	保健婦の設置
	5.27	宮崎県市町村保健活動連絡協議会会員の拡充
	9.30	第28回全国国保地域医療学会を本県で開催
	11.11	国保法施行 50 周年記念式典挙行 県、国保連共催（厚生年金会館）
平成元	10.14	第1回宮崎県国保地域医療学会開催
	10.18	宮崎県国民健康保険運営協議会連絡会設置
平成 2	6.7	国保法改正保険基盤安定化制度の確立、国庫補助制度の充実と財政調整機能の強化、 高額医療費共同事業に対する助成、老人保健医療費拠出金に係る国保負担の見直し （6月15日施行）
	10.13	宮崎県市町村退職保健婦ひまわり会設置
平成 3	4.1	老人保健事務共同電算処理事業開始
	5.15	専用国保会館「市町村振興会館」完成
	5.27	宮崎県市町村振興会館開所式
平成 4	4.1	データバンク事業推進検討委員会設置
平成 5	4.1	柔道整復施術療養費審査委員会設置
	10.7	第 45 回保健文化賞受賞
平成 6	4. 1	宮崎県データバンク共同事業開始
平成 7	1.17	阪神・淡路大震災が起こる
	10.11	宮崎県市町村退職保健婦ひまわり会の名称を宮崎県在宅保健婦ひまわり会に改める
平成 8	2.1	在宅医療等推進支援事業内部検討会設置
	10.23	在宅医療等推進支援委員会設置
	11.9	全国健康福祉祭りみやざき大会（ねんりんピック'96 宮崎）開催（国保専用ブース「国 保オレンジ館」で参画）
平成 9	2.26	在宅医療等推進支援委員会作業部会設置
	4.1	診療報酬明細書様式の A4 版化
平成 10	10.30	第 38 回全国国保地域医療学会を本県で開催
平成 11	3.4	国保連別館建物土地取得
	4.1	介護保険準備事務局設置
		介護保険者事務共同処理検討委員会設置

年	月日	国・県・国保連に関する事項
平成 12	2.17 4.1	宮崎県介護保険苦情処理協議会設置 介護保険法施行 介護保険審査支払業務開始 介護給付費審査委員会設置 介護医療部会設置 介護保険事務局設置（別館）
平成 13	2.1 7.1	乳幼児医療費助成事業審査支払業務開始（平成13年1月診療分より） みやざき介護・いきいきネットホームページ開設
平成 14	10.1 10.17 11.19	老人医療制度年齢引上げ 宮崎県在宅保健婦ひまわり会の名称を宮崎県在宅保健師ひまわり会に改める 宮崎県市町村国民健康保険運営協議会会長および担当合同会議を開催 宮崎県国民健康保険運営協議会連絡会運営委員会の設置
平成 15	2.6 4.1	健康づくりシンポジウムを本県で開催 高額医療費共同事業の制度化に伴い、宮崎県国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業規則を改正
平成 16	5.17 12.10	宮崎県保険者協議会を設立 国保制度・老人保健制度・介護保険制度に関する知識の教授、保健事業（健康づくり等）に関する知識の教授マーク「オレンジくん」を特許庁へ申請し、商標登録される
平成 17	11.1	新・共同電算処理（国保中央会開発によるシステム）の導入開始
平成 18	1.1 2.20 2.25 3.20 7.1 9.1	田野町、佐土原町、高岡町が「宮崎市」へ編入合併 都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町が合併し「都城市」となる 南郷村、西郷村、北郷村が合併し「美郷町」となる 北方町、北浦町が「延岡市」へ編入合併 東郷町が「日向市」へ編入合併 小林市、須木村が合併し「小林市」となる 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく医療費および介護給付費に係る審査支払事務委託契約を独立行政法人環境再生保全機構と締結 「介護サービス情報の公表」に係る指定情報公表センターの指定（平成18年4月1日付）を受け、介護事業者情報の公表を開始
平成 19	3.30 3.31 4.1 10.1 10.10	「介護サービス情報公表システム」稼動開始 国保連ホームページ全面リニューアル 北川町が「延岡市」へ編入合併 市町村合併に伴い宮崎県国民健康保険団体連合会規約の役員および監事の定数を削減 宮崎県国民健康保険団体連合会プライバシーポリシーを制定 障害者自立支援給付費支払業務開始 後期の診療報酬体系の骨子が公表される

年	月日	国・県・国保連に関する事項
平成 20	4.1	高齢者の医療の確保に関する法律が施行 特定健診・特定保健指導開始 400床以上の医療機関にレセプトのオンライン請求が義務付けられる 後期高齢者医療制度審査支払業務開始 柔道整復施術療養費審査支払業務開始 特定健診等費用決済・データ管理事業開始 特別徴収情報経由事業開始
	10.1	ひとり親家庭医療費助成事業開始
平成 21	2.27	平成21年度から、市町村合併に伴い宮崎県国民健康保険団体連合会規約の役員の定数を削減
	3.13	国保介護従事者処遇改善管理基金運営規定を制定し、管理運営に関する事務を開始
	3.30	北郷町、南郷町が日南市と合併し「日南市」となる
	10.1	出産育児一時金の直接支払制度の開始（国保・被用者保険の正常分娩および国保の異分） 介護職員処遇改善交付金の開始
	10.20	国保連東別館（セキュリティ完備）着工式
平成 22	3.23	清武町が宮崎市と合併し「宮崎市」となる 野尻町が小林市と合併し「小林市」となる
	3.31	国保連東別館完成
	7.25	出産育児一時金の直接支払について月2回払いの開始
	4.20	県内に口蹄疫が発生 同年8月27日の終息宣言まで蔓延する
	10.19	第1回市町村国保広域化等連携会議発足
	10.26	国保中央会の国保連合会将来構想検討会から中間報告の公表
	12.28	診療報酬明細書等の審査および支払に係る事務の委託先の変更について通知される
平成 23	3.11	東日本大震災が発生
	10.1	国保中央会開発による「国保総合システム」の稼働開始
平成 24	4.1	介護予防事業および介護予防・日常生活支援総合事業（旧・地域支援事業）の開始
	4.20	診療報酬等早期払開始
平成 25	10.30	宮崎県国保充実強化推進協議会の廃止
	12.24	国保データベース（KDB）システム本稼働開始
平成 26	4.1	海外療養費不正請求対策事業開始
	5.1	宮崎県国民健康保険共同事業推進協議会を吸収合併 介護保険・障害者総合支援保険者回線高速化（MJH）の始動
	5.7	介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システム本稼働開始
	9.4	宮崎県市町村国保広域化等連携会議設置
	9.5	宮崎県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会設置
	11.1	介護給付費等のインターネット請求受付開始

年	月日	国・県・国保連に関する事項
平成 27	1.1 2.20 4.1 5.29 8. 11.2	保険者間調整開始 積立資産規則の制定 介護給付適正化事業開始（縦覧点検） 介護予防事業および介護予防・日常生活支援総合事業（新・地域支援事業）の開始 広報共同事業「オレンジタイム（ラジオ版）」放送開始 「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部を改正する法律」公布 8月を「宮崎こくほ月間」と設定し県内関係機関で集中的な広報活動開始 セキュリティポリシー制定
平成 28	1.1 2.1 2.19 4.1 4.14	マイナンバー（社会保障・税番号）制度利用開始 「宮崎県国民健康保険団体連合会特定個人情報等取扱規程」制定 中期経営計画（平成28～29年度）策定 県組織改正「国民健康保険課（国保担当・制度改革担当）」 熊本地震が発生
平成 29	1.1 4.1 5.23 10.4	審査委員定数増 51人→54人 基幹系セキュリティ対策システム稼働開始 会館警備システム稼働開始 出産育児一時金の直接支払制度の取扱い変更（国保の正常分娩および国保の異常分） 第三者行為求償事務研究会を設置（平成29～30年度） 国保中央会と国保連が連名で国保審査業務充実・高度化基本計画を取りまとめる
平成 30	1.1 2.16 4.1 10.10 10.25	国保総合システム機器更改 経営計画（平成30～34年度）策定 国保制度改革（県も保険者となり、国保連の会員となる） 国保情報集約システム稼働開始 障害福祉サービス等に係る給付費の審査開始（5月請求分より） 宮崎県在宅保健師ひまわり会の名称を宮崎県在宅保健活動ひまわり会に改める アニメ版「オレンジタイム」放送開始 国保連ホームページリニューアル
平成 31	1.15 4.1	スマートウエルネスシティ講演会を開催 国保連西別館解体工事（外構工事を含む）着工 はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費の審査委員会設置
令和元	6.1 6.28 8.23	風しん対策事業に係る費用の請求支払業務の開始 国保連西別館解体工事（外構工事を含む）完了 スマートウエルネスシティシンポジウムを開催（市長会・町村会と共催）

年	月日	国・県・国保連に関する事項
令和 2	1.31	業務継続計画（BCP）の第 1 版制定
	2.14	ISMS（ISO/IEC 27001：2013）認証を取得
	6.1	新型コロナウイルス感染症の対応のため令和 2 年 5 月診療分の診療報酬等の概算前払を実施
	7.27	新型コロナウイルス慰労金・支援金の申請受付及び支払業務開始
令和 3	3.31	厚生労働省、支払基金及び国保中央会の三者連名で「審査支払機能に関する工程表」を策定・公表
	4.1	新型コロナワクチン接種費等の請求支払業務開始
	10.20	オンライン資格確認の本格運用開始
令和 4	4.1	国保広報共同事業（オレンジタイム放送）の実施主体を県に移管
	5.25	介護職員処遇改善支援補助金及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払業務開始



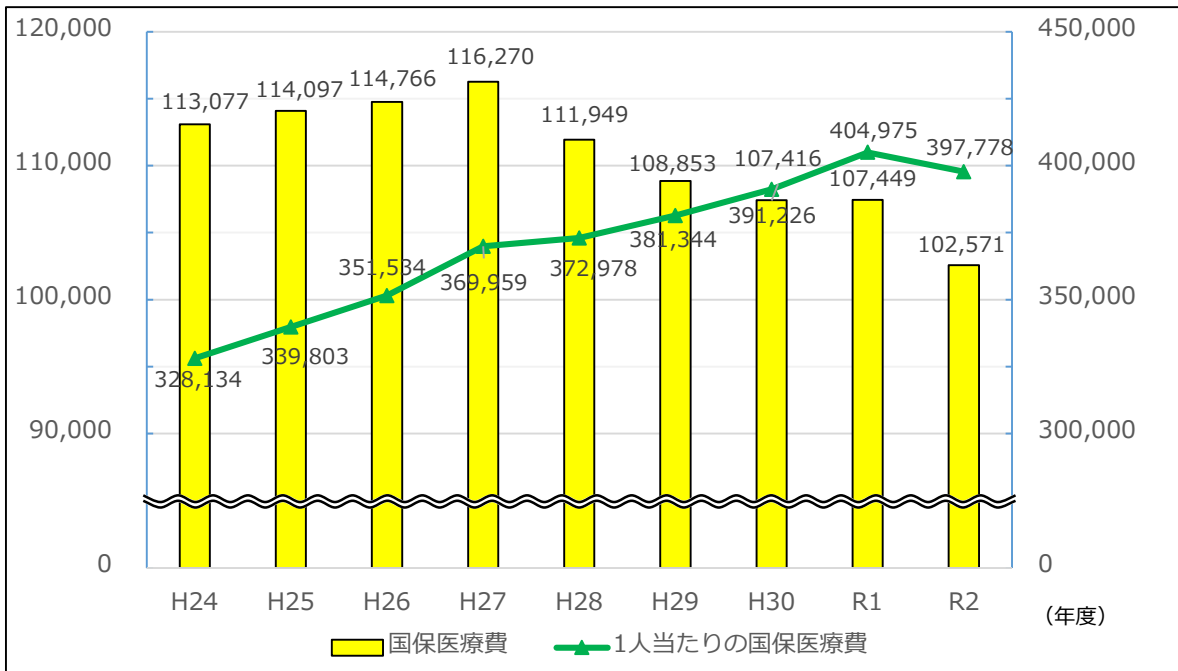
宮崎県国民健康保険団体連合会会館全景（右手本館、左手東別館）

B グラフ統計資料

(1)国保医療費の推移（市町村分）〈情報・介護課〉

(単位：百万円)

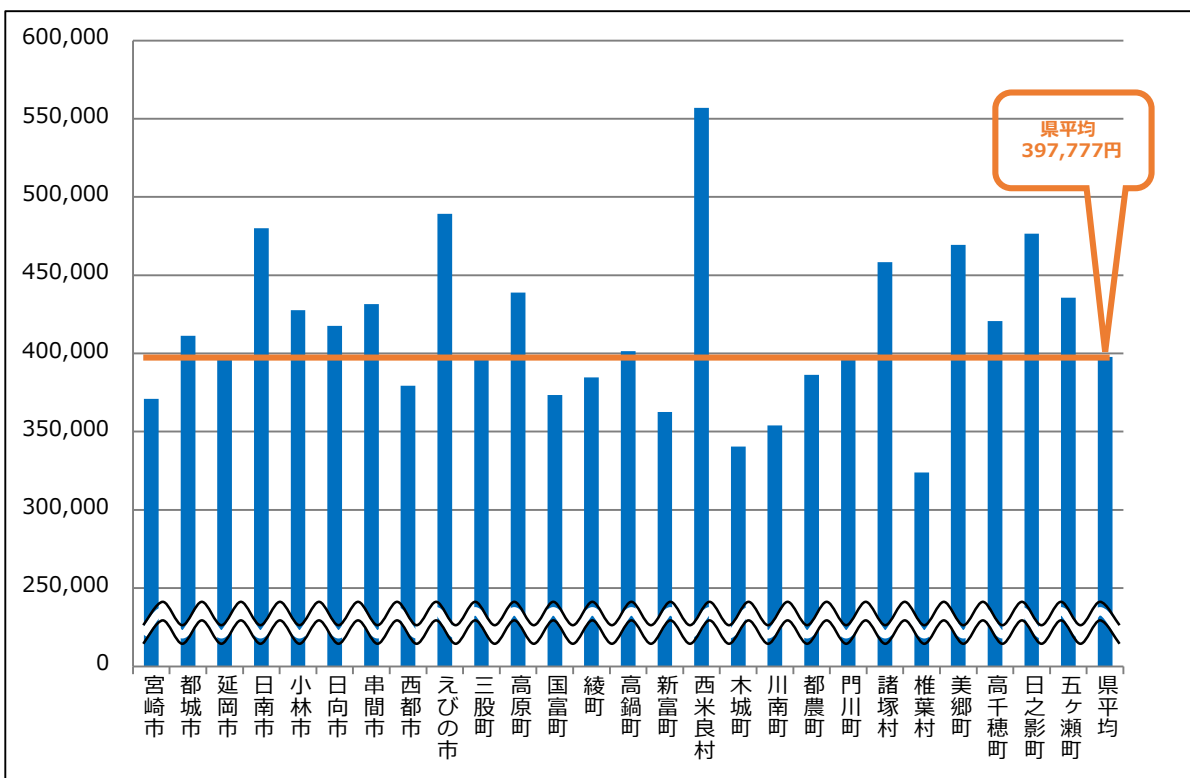
(単位：円)



「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

(2)1人当たりの国保医療費（令和2年度）〈情報・介護課〉

(単位：円)

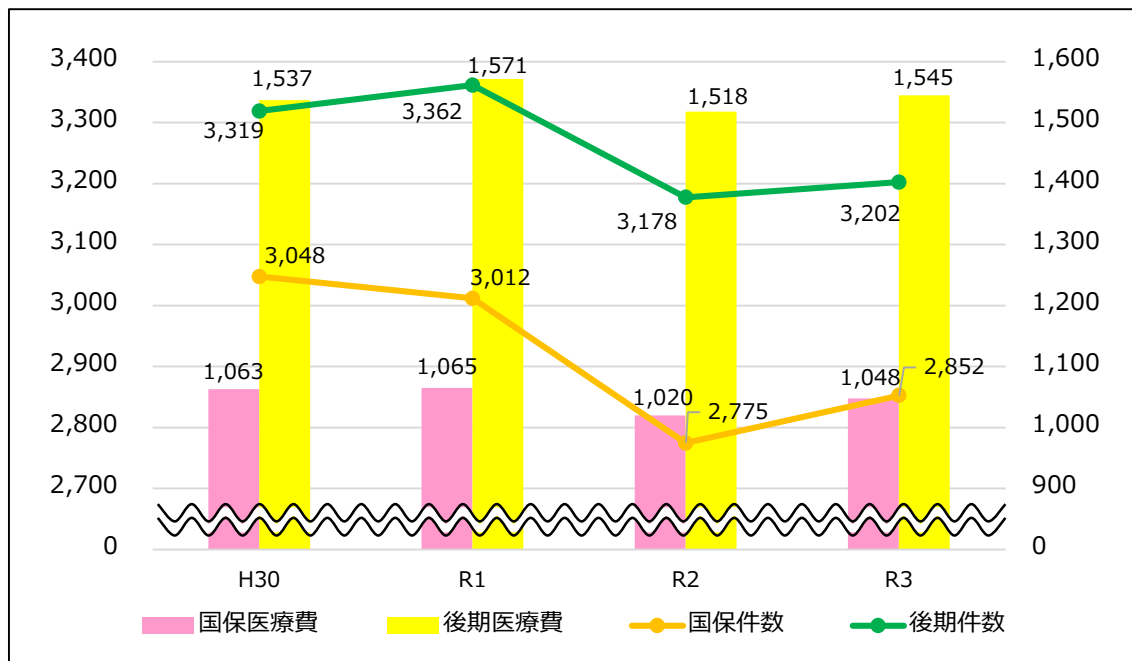


「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

(3)直近4か年の件数・医療費〈情報・介護課〉

(単位：千件)

(単位：億円)



「国民健康保険団体連合会事業状況報告書」より

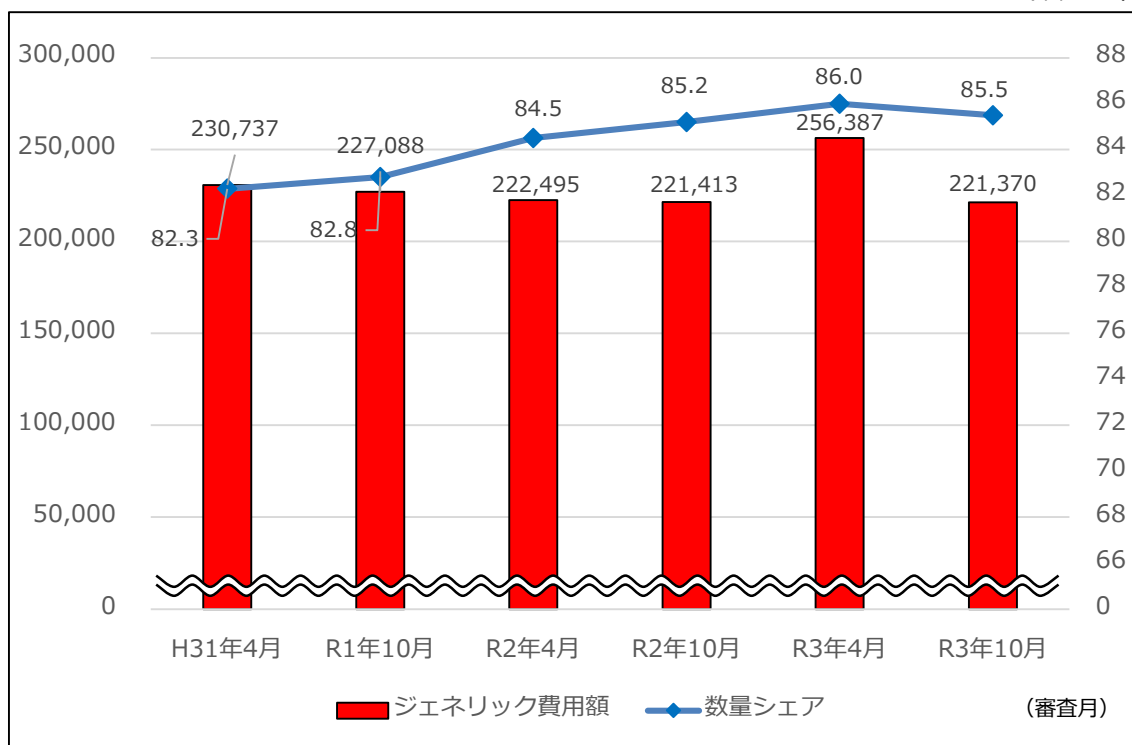
※件数…当該年度における医科、歯科レセプトの確定件数。

※医療費…当該年度における医科、歯科、調剤の確定点数×10

(4)ジェネリック医薬品使用状況の推移（市町村分）〈情報・介護課〉

(単位：千円)

(単位：%)



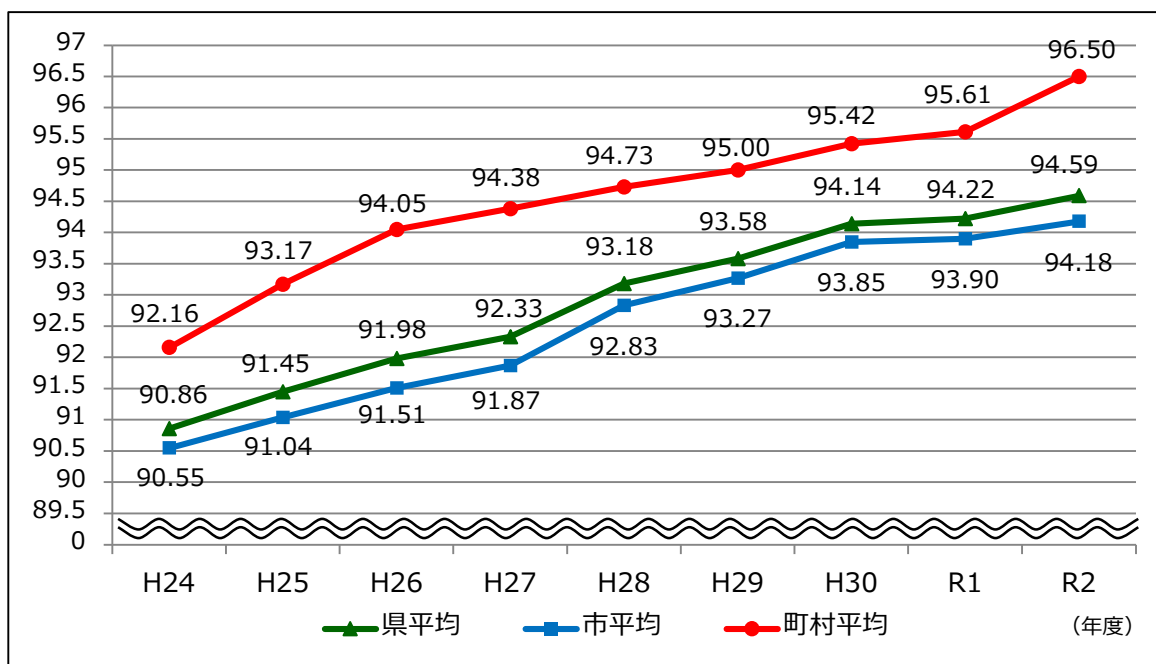
※ジェネリック医薬品とは、後発医薬品のこと。

※数量シェア＝後発医薬品＋後発医薬品のある先発医薬品（国保総合システム帳票：数量シェア集計表より）に占める割合

※ジェネリック費用額＝後発医薬品の薬剤料額の集計（国保総合システム帳票：医薬品利用実態データより）

(5) 保険税収納率の推移（現年課税分）〈情報・介護課〉

（単位：％）



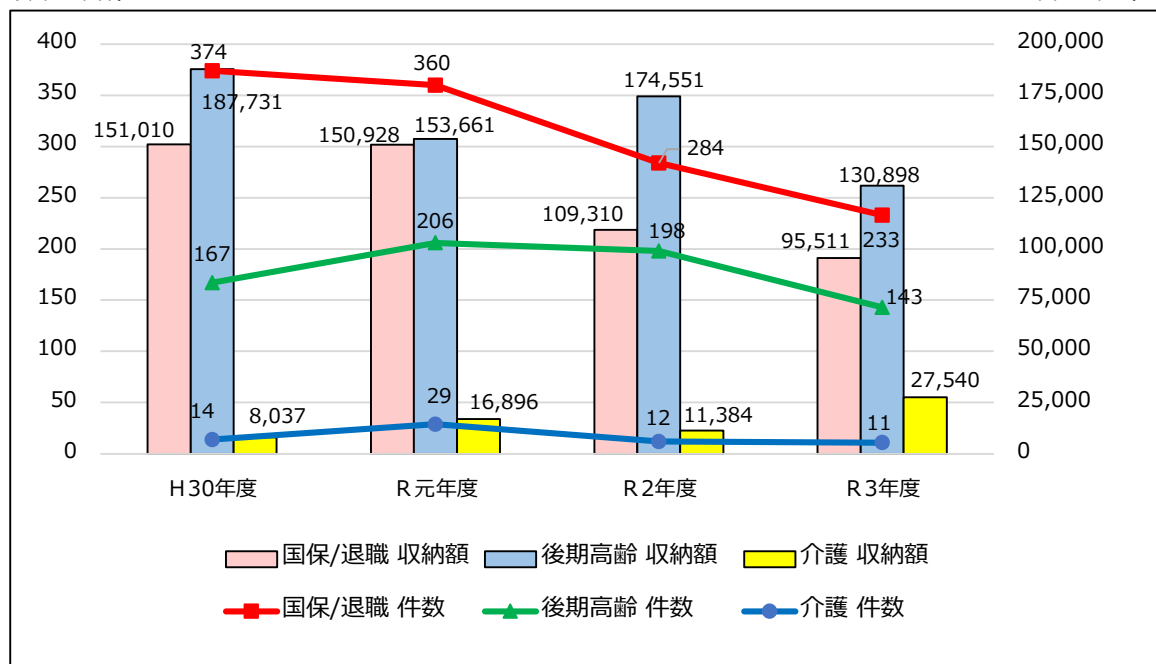
「国民健康保険事業状況報告書（事業年報）」より

(6) 直近 4 か年の第三者行為損害賠償求償事務取扱状況（件数・収納金額）

〈保険者支援課〉

（単位：千件）

（単位：千円）



※件数は実件数（新規事故）、収納額については過年度および継続請求分を含む。

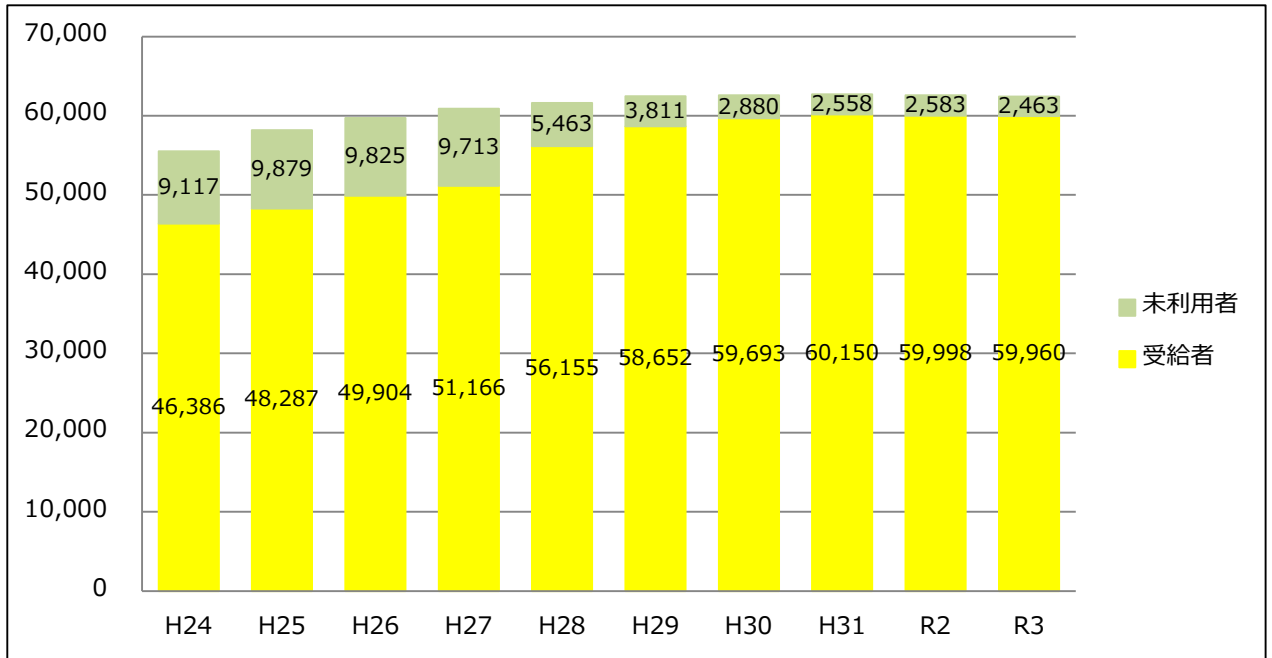
※（旧）老人保健分については、平成 28 年度から「後期」で集計。

※千円未満を四捨五入。

(7)介護認定者※（月平均）の推移〈情報・介護課〉

※4月～3月審査。介護認定を受けた1号及び2号被保険者。

(単位：人)

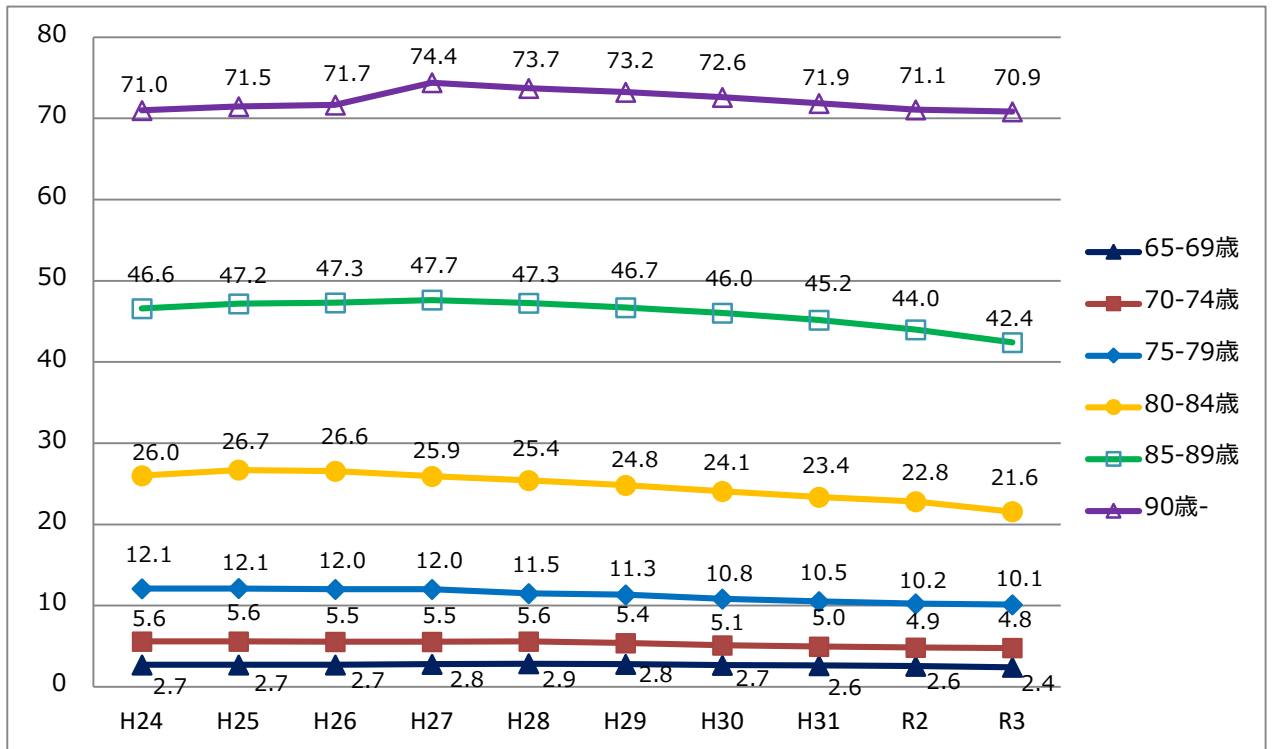


「国保連合会審査支払データ」より

(8)介護認定率※の推移〈情報・介護課〉

※毎年10月の介護認定者数を10月1日の県人口（5歳刻み）で割ったもの。

(単位：%)

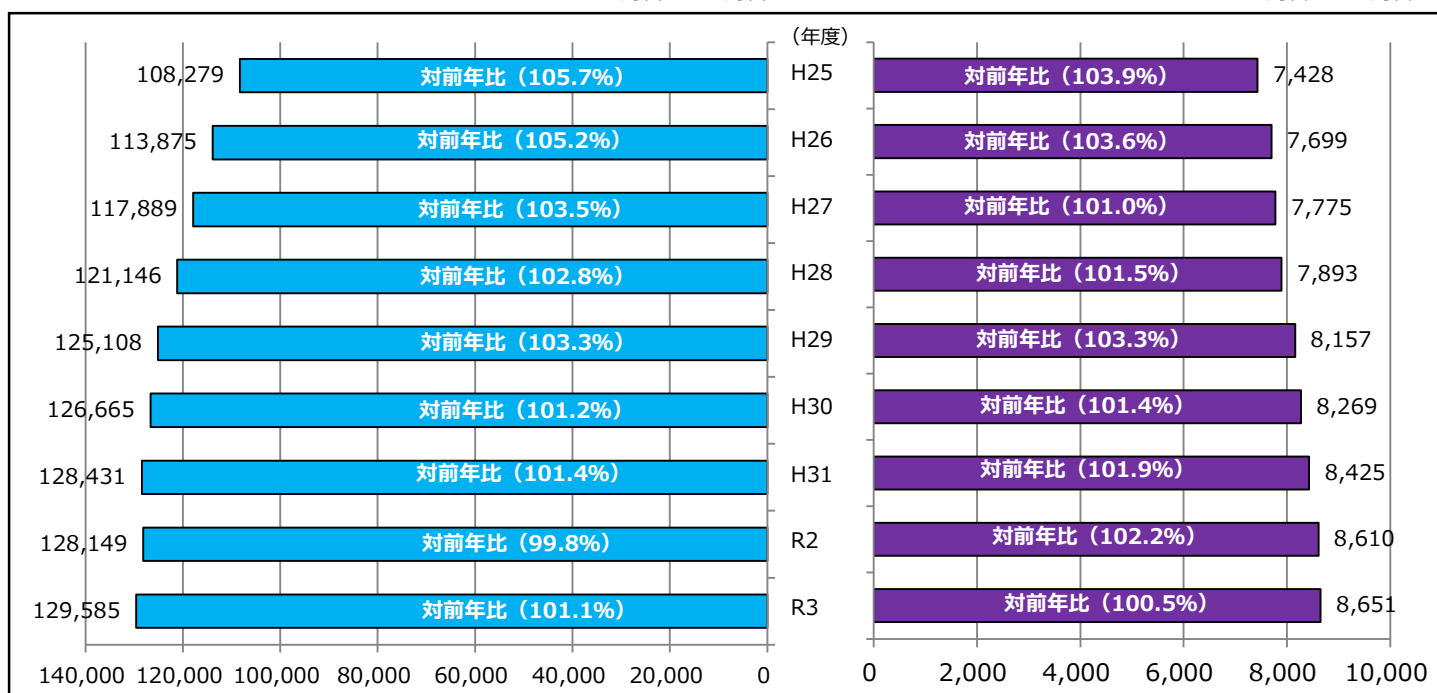


「国保連合会審査支払データ」および「宮崎県人口（5歳刻み）」より

(9)介護報酬確定件数※の推移（月平均）〈情報・介護課〉 (10)介護保険給付費※の推移（月平均）〈情報・介護課〉

※4月審査～3月審査

※4月審査～3月審査



(単位：件)

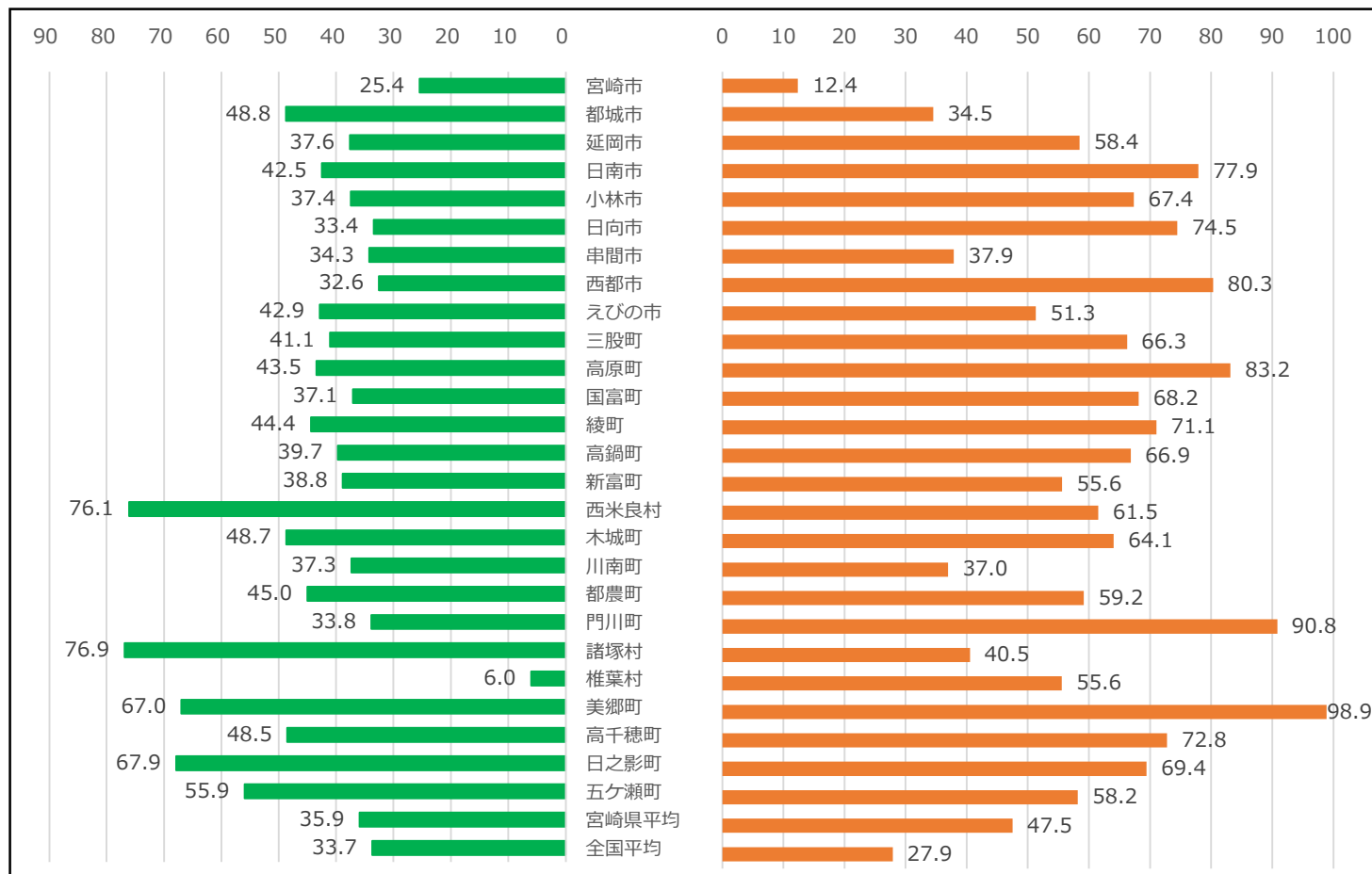
(単位：百万円)

「国保連合会審査支払データより」

(11)特定健診受診率（令和2年度）〈保険者支援課〉 (12)特定保健指導実施率（令和2年度）〈保険者支援課〉

(単位:%)

(単位:%)



「2020年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況報告」および「令和2年度市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施報告書」（厚生省ホームページ）より

国保連のお問い合わせ先

【名称】宮崎県国民健康保険団体連合会

【本館・東別館所在地】〒880-8581 宮崎市下原町231番地 1

ホームページアドレス <https://www.kokuhoren-miyazaki.or.jp>

携帯、スマホは
こちらから
アクセス！



総務企画課

係	TEL	FAX	メールアドレス
総務財政係	0985-25-5059	0985-83-3359	soumu@kokuhoren-miyazaki.or.jp
企画調査係	0985-25-5321		kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp
出納係	0985-25-5059		soumu@kokuhoren-miyazaki.or.jp

審査第1課

係	TEL	FAX	メールアドレス
審査管理係	0985-25-5504	0985-25-5642	sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp
高額審査係			
審査第1係			
審査第2係			

審査第2課

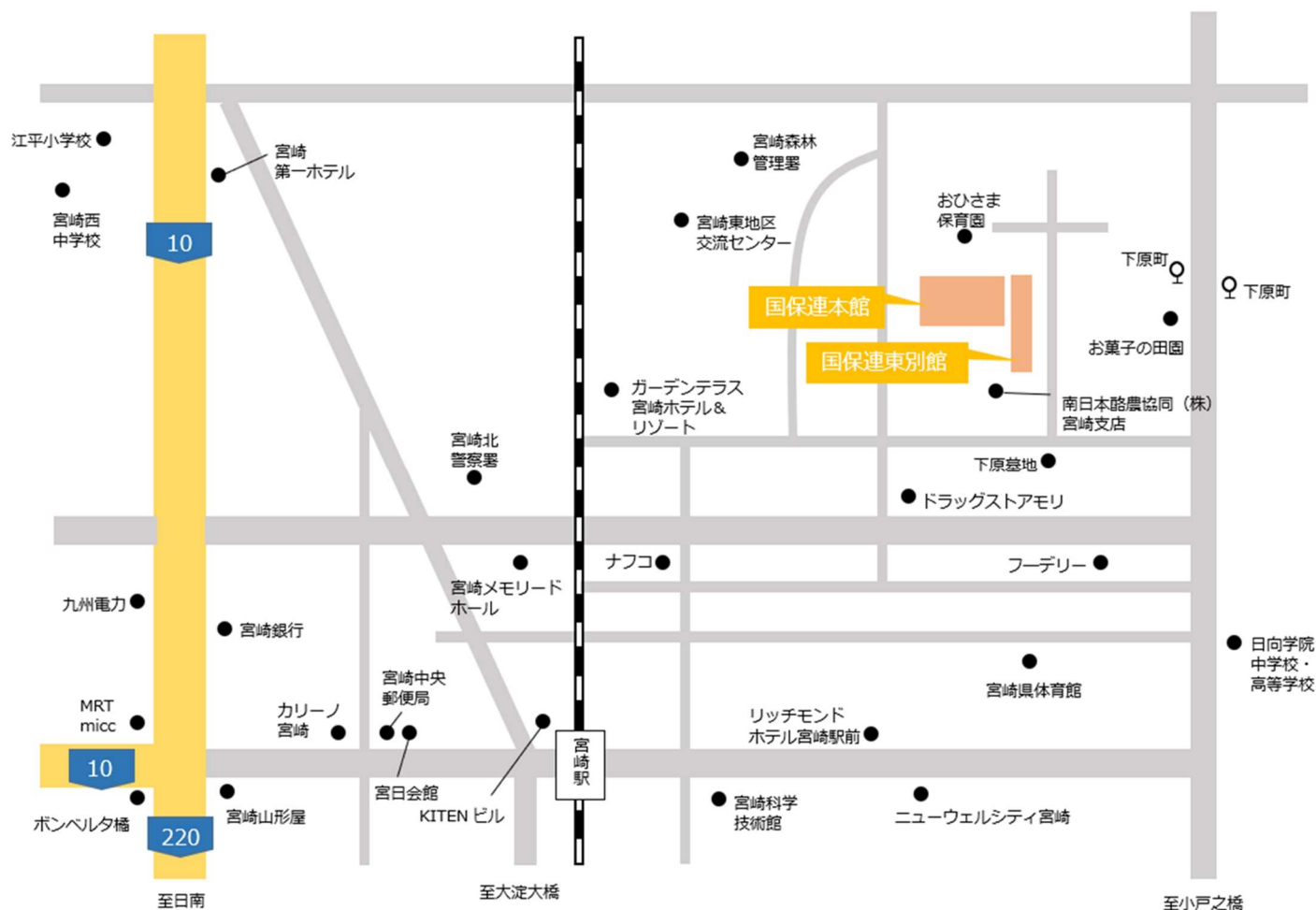
係	TEL	FAX	メールアドレス
歯科・支払調整係	0985-25-5448	0985-25-5642	sskanri@kokuhoren-miyazaki.or.jp
療養費・調剤審査係	0985-25-6083		

保険者支援課

係		TEL	FAX	メールアドレス
保 険 者 支 援 係	レセプト点検関係	0985-25-5083	0985-31-4388	sien@kokuhoren-miyazaki.or.jp
	健康推進関係	0985-25-5208	0985-25-5992	jigyoku2@kokuhoren-miyazaki.or.jp
	特定健診関係			tokutei@kokuhoren-miyazaki.or.jp
	国保診療施設関係			jigyoku@kokuhoren-miyazaki.or.jp
求 償 係	—	0985-25-5101	0985-31-4388	kyusho@kokuhoren-miyazaki.or.jp

情報・介護課

係		TEL	FAX	メールアドレス
情報管理係	—	0985-25-5289	0985-25-6348	jyouhou@kokuhoren-miyazaki.or.jp
	統 計 関 係	0985-25-5362		
	後期資格関係	0985-25-4919		
	共同電算関係	0985-25-5289		
介護福祉係	—	0985-35-5111	0985-25-0260	kaigo@kokuhoren-miyazaki.or.jp
	苦 情 相 談	0985-35-5301	0985-25-0268	



〒880-8581 宮崎市下原町 231 番地 1

宮崎県国民健康保険団体連合会

TEL.0985-25-4901 (代表)

〈 車 〉

- 宮崎空港……………約20分
- 宮崎港……………約15分
- 宮崎駅……………約5分
- 県庁・宮崎市役所……約10分

〈 徒歩 〉

- 「下原町」バス停……約3分

国保はみんなの健康づくりを応援します。

